

平成22年 9 月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成22年 9 月16日～17日

場 所 第5委員会室

平成22年 9月16日（木曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成22年度一般会計補正予算
(第7号)
- 議案第6号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 工事請負契約の締結について
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
 - ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について（別紙2）
- 請願第9号 「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願
- 請願第38号 宮崎地方最低賃金改正についての請願
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・商工観光労働部をめぐる最近の動きについて
 - ・口蹄疫に関する影響調査結果
 - ・予定価格の事後公表の一部試行の拡大について
 - ・橋梁の長寿命化修繕計画について

出席委員（9人）

委員	長	水間篤典
副委員	長	山下博三
委員		外山三博
委員		蓬原正三
委員		外山衛

委員		西村賢
委員		太田清海
委員		新見昌安
委員		坂口博美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	渡邊亮一
商工観光労働部次長	梅原誠史
企業立地推進局長	森幸男
観光交流推進局長	長嶺泰弘
部参事兼商工政策課長	古賀孝士
金融対策室長	福田直
工業支援課長	富高敏明
商業支援課長	金子洋士
労働政策課長	篠田良廣
地域雇用対策室長	柳田俊治
企業立地課長	山口俊匡
観光推進課長	後沢彰宏
みやざきアピール課長	小八重英
工業技術センター所長	橋口貴至
食品開発センター所長	河野満洋
県立産業技術専門校長	押川利孝

県土整備部

県土整備部長	児玉宏紀
県土整備部次長 (総括)	堀野誠
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	岡田健了
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	佐藤徳一
高速道対策局長	渡辺学
管理課長	成合修

部参事兼用地対策課長	服 部 芳 邦
技術企画課長	凶 師 雄 一
工事検査課長	今 西 宏 美
道路建設課長	白 賀 宏 之
道路保全課長	満 留 康 裕
河川課長	野 中 和 弘
ダム対策監	小 嶋 雄 一 郎
砂防課長	平 田 一 善
港湾課長	野 田 和 彦
空港・ポートセールス対策監	永 井 義 治
都市計画課長	井 上 康 志
建築住宅課長	川 崎 俊 一 郎
営繕課長	伊 藤 信 繁
施設保全対策監	酒 井 正 吾
高速道対策局次長	河 野 俊 春

事務局職員出席者

議事課主査	本 田 成 延
議事課主査	関 谷 幸 二

○水間委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付しました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、そのように決定いたします。ただ、今、副委員長が申しましたが、きょう3時から幹事長会が入っているようではありますが、委員会の審議が優先でございますけれども、ひとつ御協力をいただきたいと思います。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時4分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託をされました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いをいたしたいと思っております。説明時間が約70分かかりますので、簡単に御説明をいただいて、質疑のほうでよろしくお願いをいたしたいと思っております。

○渡邊商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。

本日は、お配りしております常任委員会資料の目次にありますが、平成22年9月定例県議会提出議案、平成22年9月定例県議会提出報告書、及び商工観光労働部をめぐる最近の動きについて御説明いたします。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。今回提案しております当部関係の議案は、議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）」であります。この補正予算は口蹄疫復興対策に伴うものでございまして、商工観光労働部の一般会計歳出は、補正前の額563億978万5,000円に228億5,945万円を増額しまして、合計が791億6,923万5,000円となります。

2ページをお開きいただきたいと思います。8月19日に口蹄疫復興対策本部で取りまとめた口蹄疫からの再生・復興方針にあわせまして、当部の事業を整理したものでございます。当部といたしましては、大きな打撃を受けました本県経済の早急な回復と雇用の安定化を図るため、市町村や関係団体とも連携しながら、4月以降、さまざまな対策を展開してきたわけでございますけれども、さらに今回の補正予算に

よりまして、対策を強化したいと考えております。

まず、経済・雇用対策につきましては、中小企業支援といたしまして、口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業を実施することといたしました。中小企業基盤整備機構、企業局、金融機関の協力によりましてファンドを創設し、その運用益を財源に地域の活性化や県外からの誘客等を促す事業を実施しまして、中小企業の復興を支援するものであります。観光関連分野、商業・サービス業、製造業と幅広く活用することとしております。

次に、雇用対策としましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助事業を実施いたします。離職を余儀なくされました失業者に対し、一時的な雇用・就労機会の創出を図るとともに、県立産業技術専門校委託訓練事業を実施いたしまして、離職者の再就職を促進するため、多様な職業訓練の機会を確保したいと考えております。

次に、みやざきブランドと本県イメージの回復についてであります。「日本中にありがとう！イメージアップ事業」を実施いたしまして、首都圏で感謝祭を開催するとともに、大手民間企業等と連携したPRや、県内での大型スポーツイベントの開催、さらにはトラックを活用した全国に向けたPRなどによりまして、口蹄疫によりまして低下した本県のイメージアップを図りたいと考えております。

以上が今回の補正に係る事業でございますので、既に実施しております事業と合わせますと、当部関係の事業費合計は257億円余となります。このほか、口蹄疫に関する取り組みの詳細につきましては、後ほど御説明いたします。

私からの説明は以上でございますが、議案の

詳細及び報告事項につきましては、担当課長等から説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○古賀商工政策課長 委員会資料の目次をごらんいただきたいと思ひます。商工政策課からは、最初に一般会計補正予算関係事業につきまして、2番目に損害賠償の額を定めたことについて、さらに口蹄疫からの再生・復興方針の取り組み状況について、最後に口蹄疫に関する影響調査結果について御説明いたします。

まず、補正予算についてであります。

お手元の平成22年度9月補正歳出予算説明資料の81ページをごらんいただきたいと思ひます。補正額は220億円であります。補正後の額は627億1,014万8,000円となっております。

次に、83ページをお開きください。補正の内容であります、(目)商業振興費(事項)口蹄疫復興中小企業応援ファンド事業であります。詳細につきましては、委員会資料にまとめておりますので、委員会資料の3ページをお開きいただきたいと思ひます。

この事業は、口蹄疫の発生により県内中小企業が経営に深刻な影響を受けたことを踏まえ、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害時融資制度を活用し、これらの中小企業の復興に資する事業をファンドの運用益によって実施しようというものであります。

2に、事業スキーム図をかいいておりますが、まず、機構から200億円、また企業局から20億円、県が借り受けまして、220億円を県の産業支援財団に貸し付けます。財団では、さらに金融機関から30億円の出資を受け、250億円のファンドを創設いたします。財団は、この250億円を5年間運用し、その運用益により中小企業の復興に資する各種の取り組みを支援するものであり

ます。

復興事業の詳細な内容につきましては、現在
詰めておる最中でございますが、今年度と来年
度で集中的に実施する予定で、プレミアム商品
券の発行、地域活性化イベントや観光キャンペ
ーンの開催などに対して助成する予定でありま
す。

続きまして、損害賠償額を定めたことについ
て説明いたします。

委員会資料の8ページをお開きいただきたい
と思います。これは、平成22年6月10日に計量
検定所において、ジャンボタクシーの料金メー
ター装置検査時に左後輪のタイヤが検査用の基
準器のローラー横にある鉄板に接触し、損傷し
たため、7月1日に専決により1万6,905円損害
賠償したものであります。なお、当報告につ
きましては、平成22年9月定例県議会提出報告書
の3ページに記載をいたしております。

次に、口蹄疫からの再生・復興支援の取り組
み状況について御説明いたします。

委員会資料の9ページをお願いいたします。
この報告は、去る8月19日に口蹄疫復興対策本
部が取りまとめました口蹄疫からの再生・復興
方針に基づきまして、当部の取り組み状況を点
線で囲んだ部分にまとめたものであります。本
日は、このうち最近の状況につきまして御説明
いたします。

まず、経済・雇用対策についてであります。
1の中小企業支援の①相談対応の取り組み状況
といたしましては、商工3団体における経営相
談件数は9月10日現在523件となっております。
②金融対策につきましては、後ほど金融対策室
長から御説明いたします。

10ページをお開きいただきたいと思
います。次に、③中小企業を支援するファンドの創設及

び活用につきましては、先ほど御説明したとお
りでございます。

次に、2の雇用対策につきましては、①雇用
調整助成金等の特例措置等の周知、利用促進を
図っておりますが、8月31日現在の申請状況
は111件、延べ3,327人となっております。②緊
急雇用創出事業臨時特例基金の活用等による離
職者の雇用の場の確保については、農政水産部
で畜産からの離職者等を雇用した防疫対策事
業等を実施したほか、後ほど説明します9月補
正により市町村への補助事業を実施いたしま
す。また、中山間地域新産業・雇用創出緊急対
策事業につきましても、後ほど説明いたしま
す。③口蹄疫被害の影響による離職者等を対象
とした職業訓練機会の拡充につきましては、口
蹄疫の影響による離職者を優先して実施するコ
ースとして、1コースの職業訓練を児湯地区で
実施しておりますが、次の11ページにあります
ように、9月補正により新たに3コースを追加
実施いたします。

次に、3の観光関連分野につきましては、①
イベント等の再開要請及び新規イベント等の本
県実施につきましては、観光庁などへの要望の
結果、本県支援のため、非常事態宣言後に本県
で開催予定の会議等13件が決定しました。参加
者は約1,100名が予定されております。また、観
光みやざき振興基金観光緊急応援事業でありま
すが、終息後の集客力のある新規イベント等の
開催支援のため、みやざき観光コンベンション
協会が38件の事業を採択いたしました。②統一
キャッチフレーズ・ロゴを用いた誘客キャンペ
ーンの実施につきましては、まず、緊急誘客対
策といたしまして、県外からの宿泊客を対象と
したプレゼントキャンペーン「来て！みて！宮
崎キャンペーン」を8月1日より実施しており

ます。また、旅行会社、航空会社等により造成されました宮崎応援企画旅行商品は8月31日現在で47商品となっております。次に、観光みやざき振興基金観光緊急応援事業であります。旅行会社等と連携した特典企画等の取り組み支援のため、みやざき観光コンベンション協会が11件の事業を採択いたしました。このほか、先ほど説明いたしました中小企業応援ファンドを活用した観光キャンペーンを実施いたします。

12ページをお開きください。4の商業、サービス業の取り組み状況といたしましては、各地域の商店街の売り上げ回復に向けまして、先ほど説明したとおり、中小企業応援ファンドの運用益を活用した支援を実施いたします。輸送業者との共同復興キャンペーン事業は、9月補正により実施いたしますが、詳しくは後ほど御説明いたします。

13ページをごらんください。みやざきブランドと本県イメージの回復に向けての取り組みについてであります。このうち2の応援の輪を活用した情報発信といたしまして、今後も応援していただく方々と連携して本県の魅力をアピールするフェア等を実施し、イメージ回復を図ってまいります。9月補正の「日本中にありがとう！イメージアップ事業」として実施してまいります。これも後ほど御説明いたします。

16ページをお開きください。別紙2の中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業の第3次募集の採択状況についてであります。第3次募集は、1の(2)にありますように、口蹄疫対策として8月3日から実施しております。これまで、2にありますとおり、2件採択しております。第1次及び第2次募集と合わせて39件を採択いたしております。今回の採択は、1つ目

が東児湯5町の商工団体で構成する「東児湯5町連携協議会」が取り組む地場産品の販路拡大や軽トラ市の再開・拡充を図る事業として採択しております。2つ目がJR九州など民間団体で構成する「がんばろう宮崎！駅サイティング市協議会」が取り組む県内のJRの敷地を活用して物販・イベント等を行う事業です。このほか、現在3件の応募が見込まれております。

最後になりますが、口蹄疫に関する影響調査結果の概要について御報告いたします。

別冊でお配りしていると思っておりますけれども、まず、調査概要でございます。1ページをごらんいただきたいと思っております。口蹄疫が及ぼす経済的な影響を把握し、今後の復興対策の検討に活用するため、県内全域から無作為で抽出した商工業者を対象にアンケート調査を実施したものであります。この調査は、7月16日から8月6日までの期間、企業への訪問や電話、ファクスにて実施いたしました。調査対象は、総務省統計局より借用した平成18年度事業所・企業統計調査の事業所名簿から県内5,263事業所を無作為に抽出し、そのうち2,677事業所から回答をいただいたところであります。回収率は50.9%となっております。

2ページをごらんいただきたいと思っております。調査回答者の属性でございますけれども、3の属性分類に記載しておりますように、本調査における業種区分は小売業ほか6業種、地域区分は宮崎ほか6地域となっております。

それでは、調査結果について申し上げます。3ページの図1をごらんください。口蹄疫による影響について、全体の61.7%が「影響あり」と回答いたしました。業種別に見ますと、図2にありますとおり、「影響あり」の回答率は卸売業が最も高く78.4%、以下、サービス業、小

売業と続いております。業種を図3でさらに細かい小分類で見ますと、食肉関連の卸売業が92.0%と最も高く、以下、食肉中心の飲食業、食肉以外の飲食業、宿泊業となっております。

4ページをお開きください。図5で地域別の影響を示しております。県全体に影響が及んでおりますが、特に西諸県、児湯、宮崎、北諸県の各地域におきましては、「影響あり」の割合が7割前後と高くなっております。

5ページの図6をごらんください。これは、口蹄疫発生市町村と同市町村以外を比較したものであります。「影響あり」の回答率に大きな開きがあります。

次に、6ページをお開きください。図8は、「影響あり」と回答した事業所における売り上げ減少割合の構成を示しております。売り上げ減少割合の平均は2.9割となり、約半数が3割以上の減少となっております。

7ページの表2をごらんください。業種別の売り上げ減少の割合の平均についてですが、宿泊業が4.1割で最も高く、次いで食肉中心の飲食業が3.6割となっております。

9ページをお開きください。図12のグラフは、口蹄疫発生前と比較した具体的な影響を示しております。図にありますとおり、「客数の減少」が62.6%と圧倒的に高く、以下、「発注の減少」「予約のキャンセル」と続いております。

11ページをごらんください。図13は、経営状況回復に要する期間であります。半年から1年未満の回答率が26.5%と最も高く、1年以内が全体の60.7%となっております。

14ページをお開きください。図19は、経営状況回復に要する資金を示しております。100万円

未満が40.1%と最も高く、200万円未満が全体の61.5%を占めております。

15ページの図22をごらんください。これは、今後の経営上の対応について示したグラフであります。具体的な対応として、販路開拓や業種転換といった積極的な対応が見られるものの、「特にない」という回答が60.1%と最も高くなっております。

17ページをお開きください。図23は、今後の雇用上の対応について示したグラフであります。「特にない」との回答が73.1%と圧倒的に高く、「1人当たり労働時間短縮」「給料の引き下げ」と続いている一方、「従業員の解雇」と回答した割合は3.2%にとどまっております。

18ページをお開きください。図24は、今後の経営回復に向けて考えていることについて示したグラフであります。「営業活動に注力する」が41.5%と最も高く、「宣伝・広告をふやす」や「イベントへの積極的な参加」などといった積極的な回答が多く見られた一方、「特にない」という回答も38.7%見られました。

21ページの図26をごらんください。今後求められる公的支援では、「イベント・大会の誘致」や「金融支援」「防疫対策の徹底」などが多くなっております。

22ページから23ページでございますが、表18は、自由回答から見た国・県等への要望等を記載しております。詳細につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

24ページをお開きください。参考といたしまして、口蹄疫による商工業への影響額を試算しております。試算方法といたしましては、県内経済活動の実態を明らかにした統計であります平成19年度県民経済計算、これはGDPの県版と言えるものでありますが、今回、アンケート

調査対象とした業種ごとの県民経済計算の産出額に本調査項目の中にあります売り上げ減少割合と調査対象期間を乗じて試算いたしました。調査対象期間は、口蹄疫発生日である4月20日から非常事態宣言解除日である7月27日までの99日間としております。②にありますように、口蹄疫による商工業への調査期間中の影響額はマイナスの1,015億円となっております。業種別の内訳は表のとおりとなっております。

私からは以上でございます。

○福田金融対策室長 私からは、常任委員会資料9ページの②の金融対策について御報告いたします。

まず、口蹄疫緊急対策貸付の9月12日現在の保証承諾件数は767件、保証承諾金額は約77億5,800万円となっております、詳細は別紙1のとおりということですので、同じ冊子の15ページをお願いいたします。

1の業種別の保証承諾状況についてですが、卸売小売業が最も多く、258件の27億7,200万円、ほかには飲食業が180件の7億800万円、建設業が98件の11億9,700万円といった状況になってございます。

次に、2の保証承諾状況の推移についてですが、このグラフは、週ごとの保証承諾状況を累計でまとめたものでして、折れ線グラフは件数を、棒グラフは金額を示してございます。件数、金額ともに6月に入って徐々に伸びておまして、8月末の締め切り間近の駆け込み需要を除くと、7月下旬がピークとなっております。

なお、今後の取り組みとしましては、セーフティネット貸付を初めとする県中小企業融資制度や、政府系金融機関による円滑な事業資金の供給を行うとともに、金融円滑化法の趣旨に

のつとった貸し付け条件の変更等、国や金融機関と連携した資金繰り支援を今後とも行ってまいりますと考えてございます。

私からの報告は以上でございます。

○金子商業支援課長 商業支援課でございます。

お手元の歳出予算説明資料、商業支援課、87ページでございますが、お受けいただきたいと思っております。運輸事業振興助成費におきまして、⑩輸送事業者との共同復興キャンペーン事業といたしまして、1,500万円をお願いしてございます。本事業は、トラック及びバスの車体を利用いたしまして、復興や感謝のメッセージ、さらには宮崎ナンバーの安全性を全国に向けて発信いたすものでございまして、後ほど御説明いたしますみやざきアピール課の⑩日本中にありがとう！イメージアップ事業の一環をなすものでございます。

私からは以上でございます。

○篠田労働政策課長 労働政策課の9月補正予算につきまして、御説明いたします。

お手元の平成22年度9月補正歳出予算説明資料の労働政策課の89ページをお開きください。今回の補正は7億5,945万円の増額補正でありまして、補正後の予算額は54億4,705万8,000円となります。以下、事項につきまして、御説明いたします。

91ページをお開きください。（事項）緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費であります。7億5,000万円の増額であります。これは、口蹄疫復興対策に伴い、緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助事業につきまして、増額するものであります。

次に、（事項）県立産業技術専門校費であります。945万円の増額であります。これは、口

蹄疫復興対策に伴い、委託訓練に関する経費を増額するものであります。詳細につきましては、商工建設常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。まず初めに、緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助事業であります。1の事業目的であります。この事業は、厳しい雇用情勢や口蹄疫の影響に伴い、離職を余儀なくされた失業者に対しまして、一時的な雇用・就業機会の創出を図るものであります。2の事業概要であります。市町村が雇用・就業機会の創出を図るため、創意工夫に基づき緊急に対応する事業に対しまして、補助するものであります。3の補正額であります。7億5,000万円で、財源は緊急雇用創出事業臨時特例基金であります。今回の補正によりまして、補正前11億7,000万円が補正後では19億2,000万円となります。

次に、委員会資料の5ページをごらんください。県立産業技術専門校委託訓練事業であります。まず、1の事業目的であります。この事業は、口蹄疫の影響等により離職を余儀なくされた失業者の再就職を促進するため、職業訓練の機会を確保するものであります。2の事業概要であります。県立産業技術専門校が民間教育訓練機関等へ職業訓練を委託して実施するものであります。3コース、計60名の訓練を予定しております。3の補正額であります。945万円で、今回の補正によりまして、補正前2億6,901万2,000円が補正後では2億7,846万2,000円となります。

労働政策課の説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○柳田地域雇用対策室長 地域雇用対策室です。

委員会資料の17ページをお開きください。新規雇用創出1万人について御説明をいたします。

まず、1の基本的な考え方についてですが、(1)の定義につきましては、雇用者だけではなく、新規創業による起業者や新規就農者など、県の施策により創出された雇用等の第1次から第3次産業における合計としております。(2)の集計方法につきましては、各部に照会し、集計しております。

その結果が2の新規雇用創出数にありますように、平成21年度は3,086人となったところであります。(1)の内訳につきましては、①の新規立地企業による雇用創出は、21年度に新たに立地した企業の最終雇用予定者数を計上しておりまして、1,511人となっております。次に、②の福祉施設以降につきましては、正規社員、雇用期間が6カ月以上の非正規社員、創業、自営等を計上いたしております。まず、②の福祉施設の整備に伴う雇用創出につきましては、老人福祉施設の改築に伴い、1名となっております。③の農林水産業への新規就業者につきましては、農業法人における雇用や自営の就農者などの合計が273人となりました。④のその他につきましては、地場産業の振興などによる雇用等の創出を計上しておりまして、合わせて588人となりました。このほか、⑤のふるさと雇用再生特別基金事業等につきましては、ふるさとと緊急の2つの基金を実施いたしておりまして、6カ月以上雇用された713人を計上しております。

次に、(2)の新規雇用創出数の推移についてですが、21年度を20年度と比べますと、①の新規立地企業は、大型案件もありまして、20年度の1,239人から272人増加して1,511人となっております。また、⑤のふるさと雇用基金等によ

る雇用創出につきましては、基金事業を21年度から実施したところで713人の純増となっております。この結果、合計は前年度比1,216人増の3,086人となりました。また、3年間の計は6,596人となったところであります。

報告は以上であります。

○山口企業立地課長 常任委員会資料の18ページをごらんください。宮崎フリーウェイ工業団地の新たな展開について御説明をいたします。

まず、1の基本的考え方につきましては、宮崎フリーウェイ工業団地が県有地となることを契機といたしまして、さらなる企業立地の促進等を図るため、企業側からの視点や地域振興の観点に立った抜本的な見直しを行うものでございます。

2の内容につきまして、まず、①の企業誘致促進の強化でございます。アのリース制度の導入であります。アのリース制度の導入であります。企業の初期投資の負担軽減等を目的といたしまして、今回初めて導入するものであります。リース料につきましては、当該団地の鑑定評価額を踏まえまして、平米当たり年額198円といたします。ただし、リース開始後5年間につきましては、九州管内でも最低水準となりますよう平米当たり年額100円となるよう、地元高原町において補助制度を創設することとなっております。リース期間は借地借家法の規定に基づきまして、10年以上30年未満の範囲で設定することといたしております。また、契約保証金として、建物撤去費用相当額を徴収することといたしております。

次に、イの分譲価格の引き下げについてであります。分譲価格は現在、平米当たり1万2,000円といたしておりますが、本年度実施いたしました鑑定評価の評価額は3,500円ということでありましたので、県の分譲価格といたしまして

は、鑑定評価どおりの3,500円といたします。加えて、さらなる企業立地を促進するため、地元高原町が用地取得補助金を措置することにより、実質分譲価格の引き下げを行うこととしております。これまで分譲に当たりましては、高原町と連携して分譲促進のための補助金を措置することで実質価格を1万2,000円から4,000円に引き下げをしておりましたが、今回は分譲価格3,500円に対しまして、550円の補助金を措置することにより、実質価格を2,950円といたします。さらに、5,000平米を超える大規模な分譲の場合、面積に応じて補助金を上積みすることによりまして、実質価格がその面積に応じて下がるようにいたします。例えば、5,000平米を分譲する場合は、平米当たり550円の補助金によりまして、平米当たり2,950円となりますが、例えば3万平米（3ヘクタール）を分譲する場合、平米当たりいたしますと、実質分譲価格は2,300円となります。

ウの実施時期は平成22年10月1日といたしております。

続きまして、②の地域振興用地としての活用についてであります。従来、製造業や流通関連業を中心として企業誘致に取り組んでまいりましたが、近年の企業誘致を取り巻く厳しい環境を踏まえまして、広大な用地のすべてを企業誘致のみで埋めるためには今後かなりの時間を要すると考えられますので、今後は、地域産業の活性化及び雇用の拡大につながる新たな地域振興用地として分譲についても検討することといたしております。各県の事例といたしましては、太陽光発電などの新エネルギー関連施設や教育・学習施設、医療・福祉施設などがございます。今後、企業等から具体的な提案が出てきた場合には、地元自治体や関係機関の御意見も

十分に伺いながら、分譲について検討していきたいというふうに考えております。

フリーウェイ工業団地につきましては、地元自治体の大きな期待もありますので、今回の抜本的な見直しを生かしまして、地元自治体とも連携を図りながら、地域振興に寄与する大きな経済効果を生み出せるよう、重点的かつ効果的な誘致活動に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、19ページをごらんいただきたいと思います。平成22年度の企業誘致の状況について御説明をいたします。

1の平成22年度の企業誘致につきましては、現時点で新規立地企業件数15件、最終雇用予定者数597人となっております。

2の過去5年間の誘致件数につきましては、平成18年度16件、19年度22件、20年度25件、21年度22件、本年度が15件で、現時点では合計100件となっております。また、これに伴う最終雇用予定者数の合計は5,549人となっております。

具体的な企業名、業種、立地市町村につきましては、3の平成22年度の誘致企業一覧のとおりでございます。

なお、県外からの新規立地につきましては、番号を丸で囲んでおります。まず、①のリンクページサービス、⑩の株式会社プティパ、⑪のアイエヌティの3件となっております。

厳しい経済状況ではございますが、今後とも、企業の投資情報の収集に努めまして、市町村と連携して積極的な誘致活動、フォローアップ事業に取り組み、雇用の場の創出に向けて一件でも多く雇用できますよう頑張っまいりたいと考えております。

企業立地課からは以上でございます。

○後沢観光推進課長 去る8月6日に公表され

ましたオーシャンドーム等利活用調査報告書について御説明をさせていただきます。

資料は別冊となっております。表紙をめぐっていただきますと、目次がございます。全体構成は目次に記載のとおりでございますが、本日は時間の関係もございましたので、調査結果とまとめの部分を説明させていただきたいと考えております。

オーシャンドーム等利活用調査会議は4回開催しておりまして、並行して、広く県民の皆様等から利活用策のアイデアを募集してきたところです。オーシャンドームに関するものだけで508件の御応募をいただきまして、調査の過程でこの県民の御意見などを踏まえながら、調査対象を多目的屋内施設、水族館、ウォーターパークに絞り込み、詳細調査を実施したものでございます。

資料の12ページをお開きください。オーシャンドームについての調査結果でございます。まず、多目的屋内施設でございます。ウォーターアミューズメント施設を撤去しまして、床をフラット化しまして、スポーツ大会や展示会など多目的な利用を可能とする整備をしようとするものでございます。13ページを見ていただきますと、表がございますが、床をコンクリート、人工芝、スポーツ競技施設にする場合の3パターンを調査してございます。改修費用はそれぞれに応じて約62億円から約64.5億円ということになってございます。年間管理運営費を記載してございますが、約5.2億という結果になってございます。14ページでございますが、採算性という欄がございますが、年間約3.1億円の赤字になるという見込みになってございます。

多目的屋内施設に付随しまして、多目的屋外施設についても調査してございます。同じくウ

ウォーターアミューズメント施設を撤去して床をフラット化した上で屋根も撤去しようというものでございます。15ページに結果が記載してございますが、改修費は約20.2億円から21.7億円、年間管理運営費は約3.9億円となっております。運営の採算性につきましては、約3.1億円の赤字という結果となっております。

17ページをお開きください。水族館についてでございます。改修費につきましては約90.9億円、年間管理運営費に約10.9億円かかるという結果になってございまして、次のページを見ていただきますと、運営の採算性といたしましては、約3.7億円の赤字という結果になってございます。

なお、水族館につきましては、施設整備に係る考察ということが同じページに書いてございますが、既存施設の改修による場合、構造上の制約などがございしますので、そういったことなどを考慮すると、仮に水族館を整備するとしても、他の適地で行うことが適当というふうにされているところでございます。

19ページでございますが、ウォーターパーク、つまりオーシャンドームを復活する場合についてでございますが、造波装置——波をつくる機械の種類に応じて2パターン、調査してございます。改修費は約38.9億円から42.3億円、年間管理運営費は約11.6億円というふうに計算してございます。次のページを見ていただきますと、運営の採算性が記載してございますが、約2.4億円の赤字という結果になってございます。

21ページは、オーシャンドームを除く施設についての記述になっております。例えば、ショッピングプラザについていえば、オーシャンドームの利活用の検討と連動して検討される

べきなどとされているところでございます。

22ページが、以上の調査結果を踏まえたまとめとなっております。多目的屋内施設についてのまとめが書いてございますが、行政で整備することも考えられるとしつつも、県や宮崎市の厳しい財政状況を考えると、現実的には困難とされております。一方で、民間での整備運営については、シーガイアリゾート内の諸施設と連携していくことが大切というふうに指摘されているところでございます。

次に、ウォーターパークについてのまとめが記載してございます。アミューズメント施設としてのウォーターパークの再生につきましては、行政での整備は考えられないと。フェニックスリゾート社などの民間で取り組むべきではないかとされているところでございます。

最後に、多目的屋内施設、ウォーターパーク、いずれにしましても、施設の所有者であるフェニックスリゾート社の判断のもと、信頼性と資金力のある民間企業と連携して、その整備や運営を行っていくことも考えられるのではないかとまとめられているところでございます。

以上の調査報告書を受けまして、知事といたしましては、オーシャンドームの利活用に対する県民の期待が高いことはわかったが、利活用には莫大な改修費や多額の管理運営費がかかり、収益を確保することは容易でないこともまた明らかになったということで、県の財政状況が厳しい中で、無償といえども引き受けることはできないというふうに判断し、今後は、フェニックスリゾート社の判断のもとで利活用が図られていくことを期待したいとしたところでございます。また、宮崎市長も同趣旨の御判断をされているところでございます。

説明は以上でございます。

○小八重みやぎきアピール課長 みやぎきアピール課でございます。

私からは一般会計補正予算並びに報告事項について御説明をいたします。

まず、補正予算についてであります。今回、新規事業といたしまして、「日本中にありがとう！イメージアップ事業」をお願いしておりますが、商業支援課とみやぎきアピール課の2課の3つの事業で構成しておりますので、先ほどの商業支援課長の説明と重複する部分もございまして、再度、一括して私から説明をさせていただきます。

まず、歳出予算説明資料の95ページ、みやぎきアピール課のところをごらんいただきたいと思います。（事項）県外広報対策費の中の口蹄疫復興宮崎感謝祭実施事業5,500万円、次に、

（事項）スポーツランドみやぎき元気アピール事業3,000万円、加えまして、先ほど商業支援課長から説明がありましたが、輸送事業者との共同復興キャンペーン事業1,500万円の3事業でございまして、予算額は総額1億円をお願いいたしております。詳細につきましては、常任委員会資料で説明をさせていただきますと思います。

常任委員会資料の7ページをお開きください。今回の事業のイメージを図示しておりますので、この資料で御説明をいたします。まず、現状でございますが、マイナスイメージの定着というところがございますように、口蹄疫の発生から終息まで約3カ月という長期に及んだことで、県内にウイルスが蔓延したという情報とか、あるいは防疫作業の様子、こういったものが連日報道されまして、本県の食のイメージリーダーとも言うべき宮崎牛のイメージの低下、これだけにとどまらず、県全体のイメージが大

きく低下して、さまざまな分野で有形無形の影響が出ております。

ただ一方では、本県を応援していただく温かい応援の輪が広がっております。例えば、大手量販店による農産物のフェアとか、本県ゆかりのスポーツ関係者によるチャリティーの実施、本県出身の芸能関係者等による応援ソング、応援メッセージ等が数多く寄せられております。

次に、今後の方針でございますが、先ほど御説明がありました復興方針の中でも、こうした支援の輪をさらに強化して、今後もそれぞれの情報発信力などの力、パワーといいますか、こういったものをおかりして、本県のイメージアップを図ることが重要であると。感謝のイメージを発信するとともに、おいしい宮崎、楽しい宮崎のイメージを全国に発信していくことといたしております。

具体策といたしまして、今回、お願いしております3つの事業の内容を示しております。まず、大消費地でのイメージアップイベントについてであります。復興のキックオフといたしまして、宮崎感謝祭なるものを開催いたしまして、これまでお世話になった企業等の皆様ほかをお呼びして、本県の魅力を改めて紹介いたしますとともに、感謝のメッセージをお伝えし、あわせて今後の支援についてもお願いするものであります。また、御支援をいただく大手の民間企業の皆様とコラボレーションフェア等を大都市圏で開催いたしまして、一般の消費者の皆様にも本県の食と旅のイメージ、魅力、こういったものをアピールしたいと考えております。

次に、スポーツランドみやぎきのイメージアップについてであります。この事業では、集客力のあるスポーツイベントを開催いたしまし

て、全国から注目を集めているスポーツランドみやぎのイメージアップを図りますとともに、スポーツを通じまして、明るい本県のイメージを発信して、本県全体のイメージアップにつなげてまいりたいと考えております。

次に、トラック、バスを活用した全国へのメッセージ発信につきましては、先ほど商業支援課長から説明がございましたので、省略いたします。

ただいま御説明いたしました内容を文章でまとめたものが6ページでございます。事業目的、事業概要につきましては、内容が重複いたしますので、省略させていただきますが、これらの事業を実施することを通じまして、4の事業効果に記載してありますとおり、支援いただく企業等への感謝のメッセージを伝え、連携して本県の魅力を効果的に発信することなどによりまして、本県全体のイメージ回復に資するものと考えております。

予算については以上でございます。

次に、その他の報告事項についてであります。同じ資料の20ページをお開きいただきたいと思います。波旅プロジェクトの推進について御説明いたします。

御承知のように、本県は、年間を通じて良質の波と温かい海水に恵まれておりまして、季節を問わずサーフィンを楽しむことができるという環境を有しております。波旅プロジェクトは、行政と民間が連携して良好なサーフィン環境を活用し、サーフィンの愛好家はもとより、一般の観光客もサーフィン観光——サーフィンに限らず、他のマリンスポーツ、グルメ、温泉など、サーフィンを核とした多彩な観光をサーフィン観光と呼ぶことにしておりますが、そのような観光を楽しんでいただくとともに、多く

のサーフィン大会、イベントが開催されますサーフコーストみやぎの実現を目指すものでございます。

波旅プロジェクトの推進につきましては、サーフィンショップやライフセービングクラブ等のサーフィン関係者、あるいはホテル・旅館や旅行業界等の観光関係者のほか、地域内にサーフポイントを有する市町村など、幅広いメンバーで構成をいたします波旅プロジェクト推進会議というものを設置いたしまして、本年3月から7月にかけて、サーフィンを活用した観光振興の現状と課題、また今後の取り組みと、県、市町村、民間の役割分担などについて議論を重ねてまいったところでございます。そして、これらの議論を踏まえまして、県といたしまして、サーフィンを活用した観光振興、いわゆる波旅プロジェクトに関する基本指針を策定したところでございます。今後は、基本指針に基づきまして、サーフポイントのある市町村やサーフィン関係者などがそれぞれの地域で地域推進会議なるものを設置していただきまして、それぞれの地域の実情に応じた取り組みを行っていただくことによりまして、サーフィン観光を核としたサーフコーストみやぎの実現を目指していくこととなります。

基本指針の全文は21ページ以下に添付してございます。内容につきましては、ただいま御説明いたしました波旅プロジェクトの内容と重複いたしますので、詳細につきましては、後ほど御一読くださるようお願いいたします。指針の内容を25ページにイメージとして記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

目指すべき姿としてのサーフコーストみやぎとしまして、全国各地からサーフィンの愛好

者はもとより一般観光客もサーフィン観光を楽しむ、あるいは多彩なサーフィン大会・イベント等が県内各地で開催される、このようなことを目指しまして、サーフィン観光の受け入れ体制づくり、安全・安心な環境づくり、サーフィンのイメージアップ、サーフィン大会・イベントの誘致開催、サーフィン環境向上のための基盤整備などに、県、市町村、民間がそれぞれの役割分担のもとで連携を図りながら取り組んでいくことといたしております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○水間委員長 執行部の説明が終わりました。その他の報告事項の質疑は後ほどお受けいたします。まず、議案及び報告事項についての質疑はありませんか。どなたからでも結構でございます。

○太田委員 3ページの応援ファンド事業であります。説明はわかりました。250億円のファンドの具体的な運用はどのような運用をされるのでしょうか。

○福田金融対策室長 御質問のありました250億円の運用についてでございますが、宮崎県産業支援財団のほうで運用するという形になっておりますが、具体的な検討状況としては、商工中金の金融債券の購入によって運用できないかということを考えてございます。金融債券ですけれども、政府系金融機関である商工中金のもので、安全性等についても特段問題ないものと考えてございます。

○太田委員 わかりました。運用益が安全に上がるようお願いしたいと思います。

それから、4ページの基金の市町村補助事業であります。9月補正で今回上がったわけですが、これまでに既にこの事業を実施している

市町村が、例えばどんな事業とかが説明できるものがありますか。

○柳田地域雇用対策室長 事業につきましては、市町村のほうで直接または委託して実施しておりますが、内容としては、福祉の関係とか、教育関係でスクールサポーターでの見守り活動とか、そういったもの、あとは環境整備の関係の事業を今年度も実施しているところであります。

○太田委員 既に実施して、市町村に対してということでもありますので、わかりました。

5ページの県立産業技術専門校の委託事業がありますが、民間教育訓練機関等に追加委託するという説明がありましたが、資料の中の10ページ、11ページにも説明が書いてあると思いますけれども、10ページのところに職業訓練を児湯地区で追加実施というふうに書いてありますが、児湯地区で追加実施という意味は、児湯地域の人たちを優先的に募集してというようなイメージなんでしょうか。訓練機関等へ委託するということ、どういう訓練機関があるのかということと、その対象者は児湯地区とか限定があるのでしょうか。

○篠田労働政策課長 10ページの児湯地区でまずやるのは、当初計画で考えていたわけですが、特に今回の口蹄疫の影響で離職者が多いところが児湯地区でございますので、まず児湯地区で職業訓練を離職者のためにやりたいということで計画したところでございます。具体的には、東児湯の職業訓練協会がございまして、そこに委託して今回実施することになっています。

○太田委員 わかりました。

○外山 衛委員 同じくファンドの250億の運用益はどのぐらいを考えられますか。パーセント

か、金額か、可能性として。

○**福田金融対策室長** 運用益は幾らぐらいかという御質問でございますが、現在かなり金利が低い状況でございます。これは5年間でございますので、5年債を購入するというので、さらに金利が低いことになります。今の見通しとしては、大体0.4%から0.6%程度ではないかというふうに考えてございます。そうしますと、250億円のファンドですので、大体5億円程度の運用益が見込めるのではないかと考えてございます。これも変動的でございますので、確たることは申し上げられませんが、今の時点ではそういう状況でございます。

○**外山 衛委員** わかりました。

○**坂口委員** 今に関連してですが、これは災害時融資制度の活用ということで、融資が受けられる条件、大きいルールとしてはどんなのがあるんですか。期間とか、限度額とか、そういったもの、どういう場合に融資が機構から受けられる条件ですかね。

○**福田金融対策室長** 災害時融資制度でございますが、中小企業基盤整備機構の制度でございますが、過去に例えば能登半島地震のときにもつくられております。このときは300億円で実施されておまして、特段、上限額とかいうものはございませんが、おおむね、今回の口蹄疫で250億円、能登半島で300億円、その程度のものであろうと考えてございます。

○**坂口委員** 考え方次第と思うんです。期間は5年が限界になってくるんですか。

○**福田金融対策室長** 期間ですが、この制度の枠組みとして5年以内ということになっておりますので、5年ということにさせていただいております。

○**坂口委員** 考え方と思うんです。本会議での

答弁では、5年間で運用益は4億から6億の間ぐらいが期待できるということだったですね。一遍にどんとスタート時点で投資して呼び水の効果を期待するというのと、対応を見ながら5年間、的確なものを適時出していくというか、そういう考え方で、前者を選択されたんでしょうけれども、アンケート調査等を見てみると、特に発生した市町村あたりでは、2年以上回復できないだろうというものも含めて2割以上、10%はどうなるかわからないという人たち、かなり長期に及ぶんじゃないかと考えられる対象回答者が、「わからない」も含めると3割ぐらいいるんです。2年間やって、そこで状況を判断して、次にさらにこの事業の効果というのが大きく期待できると思うんですが、そこで手だてをとるときに再度この融資が受けられるのか。それとも、発生時点から何年以内に融資を受けておかないと、5年間いつでも借りられるという状況じゃないのか。今後また追加で融資が受けられるという可能性、限度額がないということになれば、そこらはどんなふうになっているんですか。

○**福田金融対策室長** 追加融資が受けられるかどうかという御質問ですが、例えば能登半島の場合ですと、当初に300億円つけまして、その後、追加は今のところしてございません。そういう意味では、今回とりあえず250億円用意いたしまして、これを今年度と来年度の事業に使うという方針にしております。追加の必要がもし発生すれば、またその際に検討すべき事項かと考えてございます。

○**坂口委員** 必要性というのはかなり出てくるんじゃないかと思うんですけれども、当初300億の基金事業を予定されておりましたね。この考え方を整理された時点では、300億基金も当然前に

進むことを前提でのファンド事業だったと思うんです、より小回りがきくようにと。僕はかなり悲観的に見ているんですけども、例えば今後、交渉が始まって、ファンド事業で200億、機構からの融資を受けて、こういったもので手だてできるんじゃないのかという整理をされていたときに、300億というのはかなり今後の復興——特に30億の県がまず先行しての基金なんかも3年間かけてということですね。そこらで想定できていたものが確保できなくなったときに、この余力を持っておれば、今後もうちょっと拡大していく必要があるんじゃないかなという気がしたのだから、その可能性を尋ねてみたんです。基金事業での今後の交渉と、ファンド事業が将来まだ期待できる部分があるという——どんなぐあいにもこの事業を検証しながら、復興を具体的にできる方法で限りなく大きくというものを今後考えていかれるのかというのを……。

○福田金融対策室長 口蹄疫対策特別措置法の23条の基金の対応を踏まえながらの対応ということですが、基金のほうはまだ国のほうから正式な回答が来ておりませんので、政府の対応状況を踏まえながら、全体的に政府との協議の中で検討させていただければと考えてございます。

○渡邊商工観光労働部長 300億の基金とこのファンドは基本的に別だと我々は考えております。300億の基金については真水の話でございまして、我々としてはこの250億の運用益でやっていくと。口蹄疫の復興を急がなきゃいけない商工業、このあたりをねらいとしていますので、とりあえず2年ぐらいで使い切って——5～6億しかないわけです。こういうお金でございまして、できるだけ消費需要を喚起するという

方策をとるということです。

この事業フレームは、2割が地元で調達しなきゃいけないということで、仮に5年終わって、事業をさらに継続するという事になったときに、また地元——今回の場合、金融機関に大分御協力いただきました。企業局にも御協力いただいた。そういう状況が一つあります。したがって、そのあたりの事業スキームの中でどうできるのか、そのあたりも検討しなきゃいけない。

今、坂口委員がおっしゃった点は、我々もそう思っています、果たして2年間ぐらいでもとに戻るか。そのときは、別途、基金の300億のほうにも商工業対策は入っているわけでごさいます、そっちのほうで使っていくとか、来年度予算編成も絡んできますけれども、我々としてはいろいろと考えて、これだけだとか、そういう考えじゃなく、幅広く考えていきたい、そういうふう考えています。

○坂口委員 今言われるように、23条による基金事業、それは確保できるということを期待していたけれども、流れを見ると、不安なんです。まして、これが議員立法でしょう。議員立法の中で、今回の税控除も含めてですけれども、こんな緊急事態が発生して、あすから食うことにどうするかというような事態で、まだ全然具体的なものが何も見えてこない。この基金事業というの、当初期待していたとおりに今後も期待し続けながらでいいのかなという疑問を持ったものですから。

今、こちらは真水じゃないような話で、基金は真水を予定していたと言われるけれども、こういうものを対象にしてどういった性格のものというのが全く見えない中で、あの基金だって運用益をとることになる可能性だってある。

これに限度額がなければ、例えば大震災の話をしたですけれども、この200億が1,000億なら、200億の持ち出し分はあるにせよ、20億なり30億の果実が期待できるわけです。むしろ、的確にやれる事業を手がたくやっていったほうが——今から何ぼかかってどんな答えが出てくるかわかんものをのらくらやっている。200億必要だと言っていたのを100億に下げてもまだ返事をもらえないというものに期待していいのかなという気がするんです。こちらは現実に対応できるわけですから、2割の負担分を地元金融機関、市町村あるいは県、そういった確実にできることをやっていったほうがいいんじゃないかなというのと、2年で弾切れをやったときに、つなぎとか、複合効果で基金事業を想定されているとしたら、肩透かし食ったときに、せっかくの思い切った行為が何もならないから、そこのところで余力を持っていればそちらも視野に入れておいてくださいという視点からの質疑なんです。

○水間委員長 ほかにありませんか。

なければ、その他の報告事項も加えましょうか。

○外山三博委員 フリーウェイ工業団地ですが、今までずっと企業誘致に取り組んできて、ほとんど来なかった。今後、県の所有地になって、県がいろんな方法を考える。今まで来なかった理由、それを精査して、来なかった理由を取り外していかないことには先に行かないと思うんです。そこのところはどういうふうに分析されていますか。

○山口企業立地課長 今回の価格の見直しに当たりますして、そういった原因といいますか、売れなかった理由ということで整理をさせていただきました。基本的に、価格の面でいい

と、平米当たり1万2,000円で当初売り出して、当初はある程度それで近隣の団地との価格差は特になかったんですけれども、土地価格がどんどん下落してきまして、安い単価の団地もできてきて、ちょっと割高感があったということでございます。価格については、その都度見直して、下げてきたんですけれども、それでも企業にとっては若干割高感を持たれていたということがございます。

それと、立地的なことを言いますと、当初、製造業とあわせて倉庫業、そういったものをメインに待っておったんですけれども、いろいろ現在の物流関係のお話を聞いてみますと、倉庫業、物流関係については、ある程度大消費地に近いところに集約されつつあるということで、九州でいいますと、鳥栖でありますとか、そういった近辺に主に集中してきていて、確かに造成当時、インター近くということで立地条件は恵まれていたわけですが、物流関係、倉庫業も、大きな案件についてはなかなか厳しいというお話も現在のところ聞いております。南九州一帯を中心とした物流ならということで、対象企業についても、そういった御意見を踏まえて見直しをしていかなければいけないということもございます。

それと、位置的なことをいいますと、港から若干離れてございますので、製造業、そういったものでも、機械製造、余り大きな製品等になりますと、物流コストがかさみますので、位置的に若干そういったハンディといいますか、港から遠いということもあります。

そういったことを踏まえて、ここ数年につきましては、食品関係、それと南九州を中心とした物流とか、ある程度ターゲットを絞って誘致を続けてきております。幾つか現在も交渉中の

企業がございますけれども、今回、抜本的に価格の面で見直しをいたしました。あわせて、企業にとって分譲だけでは使い勝手が悪いということもございますので、リース制度を設けて、初期投資が軽減されるような制度もつくりましたので、先ほど言いましたような反省点も踏まえて、分譲を進めていきたいというふうに考えています。

○外山三博委員 商業関係の集積がないというのは今も同じですね。港から遠いというのも別に改良されたわけじゃない。それでは、価格が高かったか。今まで個々に打診をしてきた企業があると思うんですが、最後の詰めでだめになった理由というのは、やっぱり価格の面ですか。

○山口企業立地課長 交渉している企業の業種業態によって、企業のほうが立地しようとする判断の要件というのは多くございます。水が豊富であることとか、消費地に近いほうがいいのか、電力がどうだとか、その中にももちろん価格ということも含まれています。それと、先ほどちょっと言い忘れてましたけれども、人口集積が高原町は若干ない。私どもからは、近隣に小林、都城がございますので、そういう御心配はないと御説明するんですが、そういう懸念を若干持たれたということは確かにあると思います。最終的にこれでというのは、具体的に企業のほうもはっきりしたものはございせんが、やはり今申し上げたような中身と価格的に割高感があったというようなことございます。

○外山三博委員 今ずっと説明を聞きまして、商業の集積がない、港が遠い、それから今のお話の人口の集積、いわゆる雇用の確保ができるんだらうかということも企業にはあると思うんです。そういうことを総合的に考えて、それで

は土地の値段を安くする、もしくはリース制にすれば、果たして来てくれるのかどうか。そして今、社会的な状況で景気が冷えている。そういう中で県の誘致企業もなかなか伸びてこない。誘致企業で認定したのも、半分以上というか、7割、8割は県内企業の衣がえのものを認定したというような状況ですね。ですから、例えば一番が土地の価格というのであれば、5年か10年、リース料をただにすれば来るのか、どうでしょうか。土地を下げれば来るというような状況じゃないというような感じがするんです。

○山口企業立地課長 冒頭で申し上げましたとおり、企業がどこに立地するか、やはり価格、初期投資というのは判断の要素の一つだと思います。あらゆる企業を回っておりますが、そういった中で、高原の団地でも、周りの団地の状況と比較しますと、今回の見直しは価格的には非常に競争力のある価格設定ができたというふうに考えておりますし、リース料金につきましても、九州管内の高速道沿線の各団地と比較しましても、非常に競争力が出たというふうに思っています。こういったことで、立地状況等をきちんと説明して誘致を進めたいというふうには考えています。

○外山三博委員 せっかくこういう方針が出された。ただ、ずっと状況を見ていって、いつまでも来ないということは、やはり問題があるということになりますね。土地なんかも競争力が強い価格にしたということですが、例えば1年ぐらいこういうことで広報していって、動きがないときは、これは部長に聞きたいんですが、もう工業団地にこだわらずに、県政の中で、施設園芸の団地をつくるとか、今度の口蹄疫のことで畜産を構築していかないといけないと思う

んですが、ここに大きな畜産団地を構築するか、そういうような選択肢まで頭に入れた土地でないといかんような気がするんです。しかし、せっかくこういう計画を立てられたから、しばらくは様子を見て、動きがないときは、そこまで踏み込んだ検討をされる必要があると思いますが、どうでしょうか。

○渡邊商工観光労働部長 まさに外山委員がおっしゃったとおりでございまして、資料の18ページ、先ほど課長が説明しましたが、実は今回は土地制度のリースとか分譲価格を安くしたという以外に、地域振興用地としての活用という言葉が初めて入れたんです。もちろん、これは工業団地でございますので、立地企業を優先していくわけでございますけれども、この10年間の様子を見ますと、まさに外山委員がおっしゃったような状況もあります。したがって、我々としては、そういう発想を持って今後この活用策を考えなきゃいけない、今そういうことを思っています、今回、地域振興用地としての活用は、フリーウェイ工業団地は7区あるんですけれども、どこか特定の区を決めてやるのか、あるいはいろんな方法をとって、そういう提案があったときにどこにそれを張りつけるかとか、そういうことの今後、作業が要るわけでございますけれども、我々としてはそういうことも考えていきたい。とりあえず、こういう制度を導入しました。それで、今おっしゃったように、10月1日からこういう形をとりますけれども、2年、3年、状況を見せていただきたい。我々としても、今いろいろ当たっている企業もあります。そういうことで、両面からやっていきたいというふうに考えておりますので、そういう意味で今回、地域振興用地としての活用ということも入れさせていただいたとい

うこととでございます。

○森企業立地推進局長 私は、平成19年度に企業立地対策監ということで、フリーウェイの工業団地の事業を推進したわけでございますけれども、当時でも、価格の交渉が一番きつかったということとございます。もう一点は、リースはできないのかという御相談も結構ございましたけれども、これは当時、制度としてそういうものはなかったということで、次の段階に移れなかった、そういうふうな経験もございます。

そういうこともございまして、今回、リース制度あるいは分譲価格の見直し、思い切った対策を出したわけでございます。それによりまして、この2つ、リース、分譲価格について相当な競争力が出てくると思っていますので、今後いろんなところからの引き合いというものも出てきますし、話も進めやすいのかなと思っています。それともう一つは、非常に広大な土地でございますので、一遍にあそこが売れるとか、そういうことはないと思います。そういったことで、先ほど部長が申し上げましたように、地域振興用地としての活用というものを今後考えていきたいということとございます。企業誘致を取り巻く状況は、円高等もありまして、非常に厳しい状況ではございますけれども、私どもといたしましては、早期に企業進出を図っていきたいということで頑張っていきたいと思っています。

○水間委員長 ほかにございませんか。

○蓬原委員 みやざきアピール課が外部に対してのいろんなことをされるわけですが、質疑ではありません。この前、九州議長会が佐賀でありました。私もついて行きまして、いろんな議題があったんですが、その中で、九州のほかの県の議長さんたちが宮崎県のことを大分心配さ

れておりまして、「宮崎でいろんなイベントをこれから計画されるでしょう。そのときにはぜひ声をかけてください。ぜひ我々も協力したい」、そういうお声がけを何人かの議長さんからいただきましたので、いろんなイベント等を計画される場合には、他県あるいは議会にも議長さんあてに依頼文書をされると、御協力がいただけるのではないかとということでございましたので、一言述べておきたいと思えます。

それと、サーフィンの件なんですけれども、種子島がサーフィンのメッカのようでありまして、キムタクが来るサーフィンの場所だということで、結構若いお嬢さんや若い男の子たちに、キムタクが来るということでのイメージといいますか、サーフィン場としてのイメージがかなりアップしているようです。あそこに息子がおりましたので、私も何回か行って見たこともあるんですが、宮崎をサーフィンということでも売り出されるのは非常にいいことだと思うんですが、イメージキャラクターというか、そういうことでアピールされるとまた違うのかなというふうに、種子島のサーフィンのメッカとしての繁盛ぶりを見て感じましたので、一言申し上げておきます。

○水間委員長 答弁はいいですか。

○蓬原委員 もし、イメージキャラクター的なことについて何かあれば、委員長から答弁要らないですかということですから、前向きな話です。

○小八重みやざきアピール課長 非常に参考になる御意見をいただきました。これから、先ほども御説明いたしましたとおり、各地域地域で推進会議等をつくっていただいて、それぞれのサーフポイントの売り出しをしていただくと。その中でイメージキャラクターですとか、ある

いは宮崎にもそこそこのタレントさんが見えになっているというふうなうわさも聞いておりますので、またそういう方たちの御協力もいただきながら、それぞれのサーフポイントごとの特徴を出していきたいと考えております。そういう話は各市町村ともいたしたいと思えます。どうもありがとうございます。

○西村委員 3点ほどあります。先ほど外山三博委員のほうから出たフリーウェイのことで、今回、さらに助成金を出して、お金でつるといふ言い方は悪いですが、安価な立地をすることで、これは大きな税金が投入されてやった造成事業ですから、県民からの目も非常に厳しくなると思うんです。そこで、今後、内陸型の企業誘致を考えている自治体も多くある中で、今回の反省を踏まえる意味では、どういうタイミングで仕切り直しをしていくのか。特に今回、県有地ということでの企業誘致が始まるわけなんですけれども、そのあたり、これまでかかった投資というものを取り返すことは現実不可能だとは思いますが、仮に全部が売れても投資を回収することは不可能だと思いますが、それがどのぐらいの穴埋めになるのか、知りたいと思えます。

○山口企業立地課長 金額的なお話でよろしいですか。フリーウェイ工業団地につきましては、造成費で51億円かかっております。分譲できたのが2企業、町に売った分も含めまして約2億円、今回3,500円という設定しましたので、3,500円ですべてが分譲できたといいたしますと10億になります。収入が12億で事業費が35億ということになります。投資額が23億ということになりますが、この工業団地については、本来の目的といいますのは、企業を立地して雇用を確保して、経済活性化を促すということで

ございますので、今、11年から分譲して現在までのところは2社しか分譲できておりませんが、今回の抜本的な見直し、またいろいろ工夫してまいりまして、5年、10年後には企業が張りつければ、それなりの対応はできる、活性化につながるというふうには考えております。

○西村委員 造成されたときに、これからますます必要になってくるということで見通しを立てたんですが、その後の景気低迷は日本だけじゃない問題もあったと思います。やったこと、つくったことが悪いとは私は思わないんです。それを生かしていくことで今後の西諸地域の重要な雇用の核となると思っっているんですけども、どこかで一区切り反省というものが無いと、ただ、今回、県有地になることで非常にいい機会だと思うんです。今後の新しいスタートに向けて、リスタートに向けて、今までの見通しは誤った部分もあったという一つの反省を踏まえた上でスタートしないと、ずるずる悪いイメージがついていると、先ほどの外山委員の質問と同じように、値段を下げたからといってなかなか来るものでもないなというのは感じます。これはお願いだけでも、いい機会ではあると思いますので、改めて、全部売れるにこしたことはないんですけども、ここはお願いしたいと思います。

続けて、2点目の質問に行きますが、今回の口蹄疫の雇用の問題で、先ほど口蹄疫の調査書を見まして、その中で2点ほどあったんですが、5ページに④地域・業種別の影響というのがあるんですが、卸売業で日向・入郷地域は横棒なのは企業がないということではないでしょうか。

○古賀商工政策課長 回答したところがないということです。

○西村委員 それと、17ページの今後の雇用上の対応というところで、私が非常に引っかかっているのが、先日、商工会連合会のほうから、全商工会の売り上げの影響とか倒産の状況を見たんですけども、余り大きな影響は今のところ出ていないというのが総括された御意見でした。今後、厳しくなることが予想されるということだったんですけども、雇用の中で、例えば同じ社員を雇うにしても、私の知る限り、正社員だった人を非正規の形で雇い直すような話とか、一時的に解雇して一時的にパートさんで穴埋めしているというケースも聞くんです。景気が悪くなった、経済悪化の1カ月、2カ月で終わって、すぐに戻しているケースも当然あると思いますし、企業なり商店なりが非常に努力している話も聞くんです。そこら辺がなかなかこういう報告書上では出てこないんですけども、私と同じぐらいの年齢の中では、そのまま首を切られてしまったという話も聞きます。そのあたりを県が今後どうやっていくのかということをお伺いしたいと思います。

○柳田地域雇用対策室長 今、口蹄疫の関係で離職者が出ているということで、西都・児湯を中心に出ておりますが、個別の話をお聞きすると、おっしゃるようなパート、アルバイトの方にまずおやめいただいたとか、そういう話も出てきております。雇用対策といたしましては、今回、市町村補助金をお願いしたところですが、雇用基金による雇用の創出を市町村と一緒に考えながら取り組んでまいりますけれども、その中で、離職者の方についてはハローワークのほうに求職票を出していただいて、そしてその中で、県とか市町村で出した新しい雇用、そういったものについていただくということで取り組んでまいりたいというふうに考えて

おります。

○西村委員 私一人で時間を独占するわけにいきませんので、次に行きますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3点目に、サーフィンの先ほど蓬原委員の質問に関連しまして、宮崎県の有名なサーフィンスポットは有名人もたくさん来られて、うわさがうわさを呼んでいるところもあるんですが、私もいろんなサーフィン大会を見ていくんです。その中で一点気になるのが、サーフィンのいい波が立つところというのは大概、遊泳禁止です。遊泳禁止のほうがエキサイティングというか、楽しい遊び場みたいなのが多いんですけども、行ってみると、遊泳禁止という看板が少ない。あとは、火気厳禁という、近くに松林があろうが、その看板が非常に少ないんです。サーフィンスポットですから、親がサーフィンをして小さな子供が水際で遊んでいる様子はたくさん見るんですけども、夏場はそこで監視員をつけているところもたくさんあります。でも、冬になってサーフィン愛好者ばかりになると、遊泳禁止がない、火気厳禁がないということで、ただでさえ、端っこのほうへ行ったら、バーベキューをやったりしている家族連れとか仲間内とか見ているんですけども、それに対して、今後、看板設置をどこにお願ひしていったらいいのか、その予算はどこでとってきたらいいのかというのが結構来るんです。よくあるのが、たらい回しにされるという話も聞きます。市に行ったら県に行けと、県に行ったら何課に行けという話も聞くんですけども、そのあたりの対応、サーフィンの今後利用者を多くしていく対応につきまして、伺いたいと思ひます。

○小八重みやざきアピール課長 今、委員御指

摘のようなお話は推進会議の中でも出てまいりまして、たくさんのお客さんを呼び込むためにはやっぱり安全対策ができていないといけないということで、例えば既に看板設置してあるところがあるんですが、何々町とか書いてあるところだけではなかなかインパクトが少ないので、宮崎県という名前も入れてもらえないかというような御意見もございましたし、私どもも以前からマナー集とかいうのは出してまいりまして、配ってもおるんですが、なかなか徹底していないということがございます。今回の推進会議を契機にいたしまして、先ほども申し上げましたように、それぞれのサーフスポットでもう一度地域の推進会議をつくっていただいて、問題点を洗い出していただいて、まずこのサーフスポットについては何から始めていったらいいかというような優先順位をつけながら、対策をとっていききたいと。確かに、予算等が厳しい中でどこが何を受け持つかというようなことがこれから議論になってくるとは思ひますが、まず安全対策については最優先に取り組んでいくということで、市町村あるいはサーフィン関係団体と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○西村委員 ありがとうございます。終わります。

○水間委員長 ほかにございませぬか。

○外山三博委員 最近、国外の企業がゴルフ場やホテル北郷フェニックスを買ったり、こういう外国の企業の実態といいますか、例えばゴルフ場でいえば、お客さんの数とか、雇用とか、そういうのは今まである国内の企業と同じような形で県のほうは掌握できるんですか。できているんですか。

○古賀商工政策課長 観光は、そういう格好

で、今、委員からおっしゃるように、北郷を買いましたとか、ゴルフ場を買いましたというニュース等はあるわけですが、そういった報道されたものについては我々も承知することができるんですけども、すべてがそういったふうに報道されるとは限りませんので、正確に我々のほうで把握しているかどうかという御質問には、把握はしておりませんというふうにお答えするしかないと思います。

○外山三博委員 外国企業であっても県内に立地するわけだから、県の行政としては実態——雇用がどうなっているのか、お客さんはどうなのか、その辺は何らかの努力をして、そういう企業等と接触をして資料を出してもらうというのか、それはやるべきだと思うんですが、どうでしょうか。外国企業だから、報道されたことしかわかりませんというのは、これからまだまだふえてくると思うんです。その辺のところはつかむように努力すべきだと思うんです。

○古賀商工政策課長 努力します。

○新見委員 議案に戻っていいですか。資料の5ページ、県立産業技術専門校委託訓練事業ですが、失職された方々の再就職を支援するというので、いい事業だと思うんですけども、事業効果として、新たな能力を身につける、これは当然訓練を受けてそういうことになるでしょうけれども、後は、受けた方々が実際に再就職活動する中でこれを受けたという資格というのか、そういったものが明確に持てるのか、何か証明書みたいなものが出るのか、それが本当に再就職を図る上で有効に活用できるのか、そこについてもう一度詳しく説明をお願いしたいと思います。

○篠田労働政策課長 委託訓練ですけれども、これにつきましては、訓練した後も受託機関の

ほうにおいて、例えば就職情報の提供とか、そういうもので努力してもらうようにしておりますので、そのあたりで研修を受けた効果とか、そういうものを次の就職に結びつけるようにしていきたいと考えております。

○新見委員 確かに、委託を受けたところが一緒に動いてもらわないとなかなか進まないと思いますので、しっかりお願いしたいと思います。

18ページのフリーウェイ工業団地の新たな展開についてですが、2の②の地域振興用地としての活用、これが今後のフリーウェイ工業団地にとっては生き残る上での大事な観点じゃないかと思うんですけども、例として挙げている中で、企業立地課のみならず、他の部局にもかかわることなんですが、具体的な振興用地としての活用を図る上で他部局との連携というか、そこは今後どんなふうに考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○山口企業立地課長 地域振興用地としての活用は、今年度打ち出しを初めてしたわけですが、委員のおっしゃるとおり、まず、こういうふうに活用していただいて結構ですというPRをしていかなきゃいけないと思っています。当面は、今現在、一生懸命誘致活動をやっておりますが、その中でPRしていく。あと、ホームページでやる。それと、案件等を見て、もちろん関係各課とも十分連携を図って、地域活性化につながるような御提案をいただけるように、アイデアをいただくように努力したいと思います。アイデアをいただいたら、その辺をよく地元市町村とも十分協議をさせていただいて、地域の活性化につながる案件であるということであれば、ぜひ御活用していただきたいというふうに考えています。

○水間委員長 ほかにありませんか。

○太田委員 18ページのところで、地域振興用地としての活用ということではありますが、工業団地として造成して、最近は県の財産になっておるわけですが、地域振興用地として用途を変える、方向を変えていく、これは私もいいことだと思うんですが、それについては法令上のネックがあるのかどうか、許可をやらないかん部分があるのかどうか、その辺はどうなんでしょう。

○山口企業立地課長 フリーウェイ工業団地については、平成5年から農工団地ということで申請をして、県の計画に基づいて農工団地ということになっております。農工団地につきましては、業種が製造業、貨物運送、倉庫、コン包、卸といったふうに、製造業は入ってしまし、かなり幅広に対応できているんですが、それ以外の用途につきましては、農工団地としての規制を外す必要が出てまいります。事前に案件が出てまいりましたら、関係部局、これは国のほうにも協議をしないといけない部分もございいますので、対応を協議して、農工団地としてその部分を外していただく必要があります。規制というのはそういうのがございいます。

○太田委員 確認させていただきたいんですが、18ページの分譲価格の見直しというところではありますが、イ)のところに白い丸が2つついておりまして、どういう意味かなと思うんですが、分譲価格はゴチック文字の3,500円、下の段には2,950円と書いてありますが、分譲価格は最終的には2,950円になりますということでしょうか。

○山口企業立地課長 現行の部分が今、1万2,000円、現行定価といいますか、分譲価格が1万2,000円でございます。それに県のほうが9

分の4、高原町が9分の2、合計で8,000円になりますが、その補助をいたしまして、実質分譲価格4,000円、こういう仕組みになっております。今回の見直しで、分譲価格1万2,000円であったものを3,500円に鑑定評価どおりいたします。それに高原町のほうで引き続き550円補助をするということで、実質分譲価格が2,950円になりますということでございます。

○太田委員 わかりました。

15ページの口蹄疫緊急対策貸付の保証承諾状況についてであります。先ほどの説明の中で7月末がピークだったというような言葉が出たものですから、確認なんです。保証承諾状況については伸びていますね。9月12日段階では77億5,800万ほどの金額というふうになっておりますが、これは将来も伸びるということではないわけだろうし、保証枠として何%ぐらい使ったのか、その辺はどうなっているんでしょうか。

○福田金融対策室長 先ほどの説明の中で7月下旬がピークと申し上げましたが、その前提として、8月末の駆け込み需要を除きまして7月下旬がピークであるという御説明をいたしております。したがって、8月末も当然駆け込み需要でピークでございますが、これは駆け込みというふうにとらえますと、実質的なピークは7月下旬ではなかろうかという趣旨でございます。あと、9月以降も承諾状況が伸びるのではないかという御指摘ですが、この貸し付け自体は8月末で終わっておりまして、今、審査中のものがございまして、それが次々、保証承諾されておりますので、9月上旬においても伸びが出ているという状況になってございます。

○水間委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 なければ、これで商工観光労働部を終わりたいと思います。執行部の皆さん、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時0分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託をされました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○児玉県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただいております。厚くお礼を申し上げます。

御説明に入らせていただきます前に、一言お礼と御報告を申し上げます。

まず、東九州自動車道についてであります。去る8月28日に高鍋町で開催しました東九州自動車道高鍋一西都間開通記念イベントにおきましては、水間委員長を初め委員の皆様方に御出席をいただき、盛大な開通記念イベントをとり行うことができました。厚くお礼を申し上げます。

また、8月30日にNEXCO西日本から、門川一日向間を当初の開通予定から4カ月余り前倒しして12月4日に開通すると発表されました。このことは、口蹄疫からの復興、そして地域の活性化、発展に大いに寄与するものと期待しているところであります。

次に、細島港についてであります。本会議でも取り上げられましたが、去る8月3日に国において重点港湾に選定され、8月27日には大型岸壁の整備が平成23年度概算要求に盛り込まれ

たところであります。県としましては、大型岸壁の整備が来年度の政府予算案に確実に盛り込まれますよう、引き続き国に対し強く要望してまいりたいと考えております。今後とも、県内の高速道路の早期整備を初めとする、その他の社会資本整備に向け、全力で取り組んでまいりますので、委員会を初め県議会の皆様のより一層の御支援、御協力をお願いいたします。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等について御説明いたします。

お手元に商工建設常任委員会資料をお配りしております。目次のところをごらんいただきたいと思います。今回の議案は県土整備部の9月補正予算案外4件、報告事項は、管理課のところに書いてありますが、予定価格の事後公表の一部試行の拡大について外2件であります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○成合管理課長 管理課でございます。

まず、議会提出資料について御説明いたします。

各課が本日の委員会で説明に使用いたします議会提出資料は、1つ目が平成22年定例県議会提出議案、2つ目が平成22年度9月補正歳出予算説明資料、3つ目が平成22年9月定例県議会提出報告書でございます。県土整備部関係分を抜粋いたしまして、お手元の委員会資料のほうにまとめておりますので、各課はこの委員会資料で説明させていただきます。

それではまず、委員会資料の1ページをお開きください。県土整備部の9月補正予算の概要について御説明いたします。

この表は、今回の補正額などを一覧表にした

県土整備部の予算総括表でございます。今回の補正の内容でございますが、主に口蹄疫の復興対策に伴うものと、国の当初予算に係る補助決定と県予算との差を事業間で調整したことなどによるものでございます。今回の補正総額は26億9,443万円の増額となっております。補正後の県土整備部の予算は840億8,631万8,000円、前年度同期比で83.1%となっております。

次に、2ページをお開きください。2の補助公共事業の補正額でございます。道路事業が72億3,029万3,000円の減額、街路事業が5億4,475万円の減額、区画整理事業が7,640万円の減額など、合わせて78億5,140万4,000円の減額であります。

次に、3ページをごらんください。3の地域活力基盤創造交付金事業でございます。道路事業と街路事業を合わせて88億7,553万4,000円の増額となっております。これは、先ほど御説明いたしました2ページの補助公共の減額分が国の決定によりまして、より交付率が高い本事業への振りかえがなされたものでございます。

次に、4の県単公共事業でございます。合計額で16億7,030万円の増額をお願いしております。これは、口蹄疫復興対策として、西都・児湯地区を中心に口蹄疫の発生いたしました地域における県単公共事業の実施でございます。

次に、4ページをお開きください。一般会計繰越明許費であります。地域活力基盤創造交付金事業など11事業で96億9万2,000円となっております。繰り越しの主な理由といたしましては、工法の検討や関係機関との調整及び用地交渉等に日時を要し、工期が不足するなどによるものでございます。

次に、5ページをごらんください。債務負担行為の追加でございます。道路建設課及び都市

計画課の地域活力基盤創造交付金事業費で7事業、17億9,700万円を計上いたしております。

補正予算の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、資料の20ページをお開きください。報告事項でございます。予定価格の事後公表の一部試行の拡大について御説明いたします。

まず、1にありますように、予定価格につきましては、平成20年10月から、建設工事の一部及び建設関連業務におきまして、事後公表を試行しているところでございます。試行において建設工事は、1の表にございますように、例えば土木一式であれば2,000万円以上の工事など、比較的規模の大きな工事事後公表を試行してきたところでございます。

次に、2の試行の拡大でございます。今後の取り扱いを検討するため、2の表に記載しておりますように、例えば土木一式の2,000万円未満の工事など、現在、事前公表としている価格帯の工事について事後公表を試行することといたしました。

次に、試行案件でございます。試行案件につきましては、公共三部が10月から12月に公告します工事のうち、約半数程度を事後公表として試行したいと考えております。

次に、その他といたしまして、工事費内訳書についてでございます。現在、事前公表の案件でありましても、内訳書の提出を義務づけておりますが、今回、新たに事後公表を試行する案件につきましては、これまでどおり提出を求めることとしております。しかしながら、その審査につきましては、これまでと同様に取り扱うこととしまして、そこに記載のとおり、内訳書が提出されない場合、あるいは白紙である場合、

または明らかに他の工事のものである場合を除きましては、内容の不備を理由として入札を無効とはしないということとしたいと考えております。

次に、3の今後の対応でございますが、試行期間の終了後に、試行状況を十分に検証しながら、今年度中に来年度以降の取り扱いを検討したいと考えております。なお、試行期間中であっても、入札の不調あるいは不発が多発するなど、業務の執行に支障を来すような場合が生じましたら、試行拡大の中止を含め、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

管理課につきましては、以上でございます。

○白賀道路建設課長 道路建設課でございます。

まず、当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の7ページをごらんください。当課の補正予算額は17億1,977万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は234億8,225万5,000円となります。

次に、8ページをごらんください。主な補正予算の内容でございますが、まず、(事項)道路交通情勢調査費であります。これは、国庫補助決定に伴いまして、9,375万円の減額をお願いしております。

次に、(事項)公共道路新設改良事業費であります。国庫補助決定に伴いまして、60億5,197万7,000円の減額であります。内訳としましては、一般国道で47億8,066万7,000円、地方道で12億7,131万円のそれぞれ減額であります。

次に、(事項)地域活力基盤創造交付金事業費であります。72億6,549万7,000円の増額をお願いしております。これは、本年度創設され

ました社会資本整備総合交付金の決定に伴う増額であります。一般国道で48億8,011万6,000円、地方道で23億8,538万1,000円のそれぞれ増額であります。先ほどの公共道路新設改良事業費の減額分60億円余につきましては、すべてこの交付金事業への振りかえとなっております。

次に、9ページでございます。(事項)県単特殊改良費であります。これは、口蹄疫復興対策として現道拡幅等の道路整備を実施するものでありまして、6億円の増額をお願いするものであります。

補正予算については以上でございます。

次に、21ページをお開きください。議案第13号「工事請負契約の締結について」御説明いたします。

主要地方道宮崎西環状線、社会資本整備総合交付金事業、松橋工区にかかる新相生橋下部工事の工事請負契約の締結についてであります。下に位置図を、次の22ページに平面図、横断図を添付しております。計画位置は宮崎市大字瓜生野でございます。一級河川大淀川にかかる橋梁でございます。

21ページの1に新相生橋の概要、2に下部工、P3橋脚でございます。工事概要を記載いたしております。3の工事請負契約の概要をごらんください。契約金額が5億3,025万円、契約の相手方が坂下・志多・岡崎特定建設工事共同企業体、工期といたしましては、平成23年6月30日までとしております。

説明は以上でございます。

○満留道路保全課長 道路保全課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

資料の10ページをお開きください。当課の補正予算額は7億4,182万6,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は146億3,655

万3,000円となります。以下、主なものを御説明いたします。

11ページをごらんください。まず、(事項) 公共交通安全施設事業費であります。これは、国の補助を受けて歩道の整備や交差点の改良等を行う事業であります。国庫補助の決定等に伴い、11億96万2,000円の減額であります。

次に、(事項) 県単交通安全施設整備費の2億1,000万円と12ページの(事項) 県単舗装補修費の2億9,500万円、合計5億500万円につきましては、口蹄疫復興対策として被災地域の歩道の整備や舗装の打ちかえ等を行うものであります。

次に、12ページの2つ目の(事項) 地域活力基盤創造交付金事業費であります。これは、歩道の整備や道路の災害防除等を行う事業ですが、社会資本整備総合交付金の決定に伴い、13億2,139万2,000円の増額であります。先ほどの公共交通安全施設事業費の減額約11億円余は、国の交付率が高い当事業への振りかえを行うものであります。

補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、資料の23ページをお開きください。道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

今回の報告は、国道265号の落石事故以下4件でございます。事故内容別の内訳は、落石事故が1件、及び倒木事故が3件となります。発生日、発生場所等につきましては、資料に記載のとおりでございます。損害賠償額の範囲は、4万1,000円から30万4,553円までとなっております。なお、賠償額は、いずれもすべて道路賠償責任保険から支払われます。今後、さらに道路

パトロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

引き続き、資料の24ページをお開きください。このたび、県が管理する国道及び県道の橋梁について、アセットマネジメントの考え方に基づき、予防保全型の維持管理による長寿命化修繕計画を定めましたので、その概要について御報告します。

まず、1の(1)の背景であります。県が管理する国道、県道の道路橋は2,025橋あり、1960年から70年代前半の高度経済成長期に多くの橋梁が建設されたこともあり、今後、急速に高齢化が進行していくこととなります。

資料25ページをごらんください。上段に橋梁の現状を示しております。グラフにつきましては、横軸が西暦の年度、縦軸を橋梁数とし、棒グラフはその年度に架設された橋梁数、線グラフはその年度までに架設された橋梁数の累計をあらわしております。高度経済成長期に多くの橋梁が架設され、それに伴い、橋梁ストックが増大していることが示されています。

そのような状況の中、建設後50年を経過する橋梁数は平成21年では131橋で、全橋梁に占める割合は約8%であります。10年後の平成31年には490橋の約29%となった後、その後も該当橋梁数及びその割合が増加していく状況にあります。このため、このままでは橋梁の寿命に伴うかけかえが集中し、その費用により財政的な負担が著しく増大するおそれがあるとともに、橋梁の劣化進行によっては安全性の低下も懸念される所でございます。

24ページにお戻りください。次に、1の(2)の目的であります。定期的な点検とそれに基づく診断を行い、橋梁のけたや床版などの状態が悪くなる前に補修等を行う予防保全型の

維持管理へ転換することにより、道路利用者の安全を確保しながら、橋梁の長寿命化を図り、修繕やかかけかえに要する費用の縮減を図るとともに、年度ごとに必要な予算の平準化を目指すものであります。

1の(3)の取り組み状況としましては、平成16年に本県独自の橋梁点検マニュアルを策定し、橋長15メートル以上の橋梁を対象に点検を実施し、状況を把握いたしました。さらに、平成19年から21年度にかけて、この計画策定に向けて、学識経験者等の専門知識を有する方々で構成される宮崎県アセットマネジメント導入検討委員会や、職員で構成しましたワーキンググループにより、予防保全型の維持管理手法などについて検討を重ねてまいりました。また、平成21年度には出先機関の職員が主体となって、橋長15メートル未満の橋梁点検を行った上で、全橋梁の健全度の診断を実施したものであります。平成22年度以降は、これらの点検・診断結果をもとに策定されました長寿命化修繕計画に基づき、計画的な補修を継続的に実施していくこととしております。

次に、2の長寿命化修繕計画の概要であります。まず、限られた予算の範囲内でも実行可能な仕組みを検討いたしまして、計画を策定いたしました。さらに、県内の市町村でも、この計画の基本的な考え方を参考にすることで、それぞれの組織体制や財政事情等に応じた橋梁の維持管理へ活用できるものと考えております。

計画におきましては、特徴的なポイントが3点ほどあり、まず1点目が、重点化、絞り込みによるめり張り（効率化）であります。点検の手法にめり張りをつけまして、橋梁の重要度、例えば橋梁の構造特性、あるいは緊急輸送道路に指定されているかどうか、また損傷の進行の

可能性など、損傷状況等により詳細な点検と簡易な点検を使い分けることとしました。また、補修の実施につきましても、点検と同様、橋梁の重要度、損傷状況などにより、橋梁ごとにめり張りをつけて、その時期を決定することとしました。

2点目は、その橋梁を含む道路や橋梁の特性に応じた管理水準を設定したこととあります。緊急輸送道路など重要な路線にある橋梁や、塩分による被害など損傷を受けやすい橋梁は、定期的に点検・診断を実施し、状態が悪くなる前に対応する計画的な予防保全型の管理を徹底することで、供用性、つまり利用者が長期にわたり、いつでも安心して橋梁を利用できる状態を確保していきたいと考えております。その他の橋梁につきましては、予防保全型の管理が可能となる条件がそろうまでの期間、当面、損傷等に対して事後保全により対応を行い、その後、段階的に予防保全型へ移行することとしております。

3点目は、これらの取り組みの継続化であります。今後も、全橋梁を対象に5カ年を1サイクルとして、毎年度、点検・診断を継続し、損傷状況等を把握するとともに、実施した補修工事のデータ等を更新することで計画の進捗状況等を管理することとしております。また、計画の主体的な実施者は職員であるという認識のもと、職員みずから簡易点検を実施するなどにより、意識や技術力の向上、あるいは世代間の技術力継承を図っていききたいと考えております。

最後に、3の効果予想であります。25ページの維持管理費推計のグラフをごらんください。上段は、損傷がある程度進んでから対応する従来の維持管理手法を続けた場合、下段は、定期的な点検により損傷が軽微なうちに対応する予

防保全による長寿命化を実行した場合の年度ごとの所要費用をあらわしており、それぞれ横軸は西暦、縦軸は修繕費とかけかえ費の合計を示しております。従来手法では、維持管理費が年度ごとに大きく変動し、集中する年度が見られるとともに、100年間の必要総額は約7,500億円になるものと推計をしております。これに比較しまして、長寿命化を実行しました場合は、維持管理費の年度ごとの変動が少なくなり、また100年間の必要総額は約2,300億円になるものと推計をしております。

24ページの3にお戻りください。この結果、年度ごとの橋梁維持管理費用が平準化されるとともに、100年間で約5,000億円の縮減につながるものと予想しております。今後は、この長寿命化修繕計画に基づき、より効率的、効果的な維持管理を行い、良好な道路ネットワークの水準維持に取り組んでまいりたいと考えております。

道路保全課につきましては、以上でございます。

○野中河川課長 河川課でございます。

当課の補正予算につきまして、御説明いたします。

お手元の委員会資料の13ページをごらんください。当課の補正予算額は4億8,830万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は187億5,566万1,000円となります。

次に、補正予算の内容でございます。14ページをごらんください。今回の補正内容は、いずれも口蹄疫復興対策に伴うものでございます。まず、(事項)県単河川改良費でございます。これは、県管理の河川のうち、国庫補助の対象とならない局所的な河川の改修などを実施するための事業でございまして、1億5,130万円の増

額であります。

次に、(事項)県単自然災害防止河川改良費でございます。これは、市町村の地域防災計画書に掲げられております危険箇所・地域において災害の発生や拡大を防止するため、補助事業の対象とならない河川改修などを実施するための事業でございまして、3億3,700万円の増額であります。

河川課につきましては、以上であります。

○野田港湾課長 港湾課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の15ページをお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で7,700万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして、74億5,552万円となります。

次に、補正予算の内容でございますが、16ページをお開きください。(事項)県単港湾建設事業費でございます。これは、口蹄疫の復興対策に伴う補正として、細島港、宮崎港において港湾施設の補強改良などを行うもので、7,700万円の増額であります。

次に、議案第11号「宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」について御説明をいたします。

資料の26ページをお開きください。条例の改正の理由でございますが、油津港及び細島港の廃油処理施設を廃止したこと、及び油津港に2号貨物上屋を新設することに伴いまして、これらの港湾施設の使用料を港湾管理条例から削除、そして追加をするものであります。

次に、改正の概要についてでございますが、廃油処理施設につきましては、油津港及び細島港の船舶用の廃油処理施設の老朽化に伴いまして、これらの施設を廃止したために、施設の使

用料を定めております条例別表第1より廃油処理施設の欄を削除するものであります。なお、廃油の処理については、現在は民間の処理施設が利用されているところでございます。

また、貨物の上屋につきましては、現在、油津港において建設を進めております2号貨物上屋の供用開始を11月から予定しているため、施設の使用料を定めております条例別表第1貨物上屋の欄に、油津港の2号貨物上屋を追加するものであります。なお、今回の2号貨物上屋の新築によりまして、油津港には2棟の貨物上屋が存在することとなりますので、既存の貨物上屋の名称を油津港1号貨物上屋に変更する改正もあわせて行うこととしております。使用料につきましては、他の貨物上屋施設と同様、施設の建設費等を30年間で償却することとし、1平方メートルを1日につき25円55銭としております。油津港2号貨物上屋の延べ床面積は約1,350平米でありますことから、年間の使用料収入は約1,200万円を見込んでおります。

なお、委員会資料の27ページに改正内容の新旧対照をお示ししております。

施行期日は、港湾法第44条第1項の規定に基づき、公布の日から起算して30日を経過した日としております。

港湾課につきましては、以上であります。

○井上都市計画課長 都市計画課でございます。

当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の委員会資料17ページをお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で3億3,246万6,000円の減額をお願いしてあります。補正後の予算額は38億5,610万6,000円となります。以下、主なものを御説明いたします。

18ページをお開きください。まず、(事項)

下水道県過疎代行事業費であります。これは、財政力、技術力等が十分でない市町村にかわって、県が下水道の管渠等を整備する事業であります。社会資本整備総合交付金の決定に伴う1,523万1,000円の減額となっております。

次に、(事項)公共街路事業費であります。これは、国からの補助を受けて街路の整備を行う事業であります。国庫補助決定に伴う5億4,475万円の減額であります。なお、この減額につきましては、先ほど説明がありました、より交付率の高い地域活力基盤創造交付金事業に振りかえられております。

次に、(事項)土地区画整理事業費であります。これは、組合及び市町村が行う土地区画整理事業に対し補助等を行う事業であります。社会資本整備総合交付金の決定に伴う7,640万円の減額であります。

次に、(事項)地域活力基盤創造交付金事業費であります。これは、国からの交付金を受けて街路の整備を行う事業であります。先ほどと同様、社会資本整備総合交付金の決定に伴う2億8,864万5,000円の増額であります。この増額につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、公共街路事業費からの振りかえによるものでございます。

補正予算につきましては、以上でございます。

次に、委員会資料28ページをお開きください。議案第6号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明をいたします。

1の改正理由ですが、宮崎県屋外広告物審議会の審議を経た後、宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部改正を行い、広告物の許可基準に新たに「広告幕」という種類を追加し、許可期間

を6カ月以内としたところであります。この広告幕の許可申請手数料について条例の一部を以下のように改正するものであります。

2の改正内容でございます。4に新旧対照表があります。あわせてごらんください。手数料の金額を定めております使用料及び手数料徴収条例の別表第2、391の項に屋外広告物許可申請手数料という表記がございます。広告幕を新たにここへ加えるものであります。

参考までに29ページをごらんください。上の写真は建物に表示されたもの、下の写真はその他工作物に表示されましたもので、布製またはビニール製の広告物の事例であります。このような広告物につきましては、これまで既存の広告物の種類を準用して当てはめてまいりましたが、屋外広告物審議会の意見や他の自治体の状況等を検討した結果、新たに広告幕という種類を設けたものであります。

3の施行期日ですが、規則の施行時期と合わせまして、平成22年11月1日からの施行としております。

都市計画課の説明は以上であります。

○川崎建築住宅課長 建築住宅課であります。

委員会資料の30ページをお開きください。県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

県営住宅の家賃などを滞納されている方に対しましては、入居者の立場に立ったきめ細かな納付指導を行っているところでありますが、受益者負担の公平性を確保する観点から、悪質な滞納者に対しましては、明け渡し訴訟などの法的措置を講じているところでございます。表に掲げております6名につきましては、県営住宅の家賃などを長期間滞納しており、これまで再

三の請求に対しても家賃などの納付がないことから、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づき、住宅の明け渡し請求を行いました。うち3名につきましては、誠意ある対応が見られず、期限までに住宅を明け渡さなかったことから、住宅の明け渡しと滞納家賃などの支払いを求めて訴えを提起するものでございます。また、3名につきましては、滞納している家賃を分割により納付する旨の申し出があり、分割納付もやむを得ないものとして和解を行うこととしたものであります。専決年月日をもちまして、それぞれ専決処分を行ったものでございます。

建築住宅課は以上であります。

○水間委員長 それぞれ執行部の説明をいただきました。その他の報告事項の質疑については後ほどお受けしますが、まず、議案及び報告事項についての質疑を許します。その他の報告事項ということになりますと、予定価格の事後公表の一部試行の拡大と橋梁の長寿命化を除いたもので御質疑いただければと思います。

○太田委員 資料の3ページに県単公共事業として挙げられております。これは口蹄疫が発生した地域の改良を行ったりということで、雇用の創出にもなるということだろうと思います。そういう説明を聞いておりますが、この県単公共事業をやって地域を盛り上げていくということでいった場合に、入札等については、口蹄疫被害を受けた地域の事業者ができるだけ入るようとか、そんな配慮というのはなされているんでしょうか。

○成合管理課長 3ページの県単公共事業につきましては、今回、口蹄疫復興対策ということで県が独自に基金を造成しまして、それを原資に県土整備部では16億7,000万円余の補正をお願い

いしているところがございます。当然、復興対策ということでございまして、特に被害の大きかった西都・児湯地区に重点的な投資ということで復興対策本部のほうも方針を出しておりますので、これにつきましては、当然、県単の小規模、地域に密着した、住民に身近な工事が中心になろうと思います。その受け皿といたしましては、やはり地域経済あるいは雇用の活性化に資するというところで、県土整備部としても、そういった考えではおります。

実は、口蹄疫復興に係る公共事業の発注につきましては、8月末に全発注機関に文書を出しておりますので、現行の入札制度の中で、管内業者の受注率を高めるために、現在、総合評価方式で地域企業育成型というのをやっております、それを重点的に使うこと、あるいは手続においても早期に発注すること、あるいは混合入札という、格付に応じて予定価格を配分しておりますけれども、そういった混合入札を積極的に実施することなどによりまして、地元の業者がとりやすい、受注しやすい環境づくりに努めていきたいと考えております。

○太田委員 わかりました。そういう配慮が必要であろうと思います。

24ページ、橋梁の長寿化修繕計画についてであります。これは50年という一つの期間を判断されておるようですが、説明を受けてみますと、段階的に事後保全から予防保全に移行していくということで、経費節減の効果も出ておりますので、評価していくべきだろうと思います。

橋というものは、例えば50年経過したら基本的なかけかえるべきものなのか、こういう事後保全もしくは予防保全すれば、例えば50年とか耐用年数があつたものを引き延ばしていけると

ということなのか、その辺はどうなのでしょう。耐用年数の関係で普通はかけかえなのに、予防保全ということで本当にいけるんだということが言えるのかどうか、その辺の確認をしたいんです。

○満留道路保全課長 橋梁の耐用年数に関する御質問だと思います。この50年という年数につきましては、例えばかけかえする実績のあつた橋梁の、いわゆる橋歴を確認しましたところ、大体50年ぐらいたつたら半分ぐらいの橋梁がかけかえられたという過去の実績があるようでございます。

では、かけかえの機会は何なのかということになった場合、主に3つのパターンが想定をされます。まず1つは、物理的に壊れたと。例えば、大災害とか、想定外の荷重とか、そういうので物理的に壊れたというのがまず1つ。2つ目が、機能的な寿命が尽きてきたと。例えば、1車線しかなかった橋が、交通量がどんどんふえてきて、橋そのものは構造体としてはきちんと機能するけれども、道路をさばくという機能ではもう寿命が来たということでかけかえられた。あるいは、河川改修で河川が広がるのに合わせて橋梁も広げていった、そういうパターンがあります。3番目として、ちょっと委員のほうからお話がありましたけれども、補修を重ねていって追いつかなくなって、この際かけかえたほうが良いということでかけかえられるパターン、大体この3つが想定されます。

そのうち今まで一番多かったのが、2番目の機能的に寿命が来たというパターンと考えております。それはどういうことかといいますと、経済成長がどんどん続きまして、人も車も物の動きも大きくなって、機能寿命が来た。ところが、今は低成長ということで、高度成長みたい

な成長はない。そうなったときに、どこが問題になってくるかといいますと、冒頭申し上げました大災害は別として、修繕がおくれたことによって手おくれになってしまっかけてかえになる、こういうパターンを可能な限り少なくして、軽微な損傷がある間にちょっとずつ、まめに点検して、長寿命化させていく。そういう手法をとりますと、例えば本県の橋梁でいきますと、日向の美々津橋という10号線から上流側にかかっているメタルの橋がありますけれども、これは昭和8年に架設されまして、既に77年経過をしております。コンクリートの橋でも、大正15年につけられた橋で現在も現役で頑張っている橋がある。これは84年ぐらい経過しているところでもあります。こういうふうには、大事に使って、寿命を延ばして、理想的には、かけかえないように大事に使っていきたいということで、こういう計画を策定したところでございます。

○太田委員 わかりました。私が多少ここで心配したのは、県でつくったつり橋とかが壊れて、いろいろ補償問題とかになるものですから、その辺は配慮されているというふうにお聞きしますので、わかりました。そういうことがないようにという意味ですね。

もう一つ、24ページの中で、これは市町村でも活用可能な取り組みということですが、市町村所有の橋というものも県内に幾らかあるんでしょうか。こういう計画を立てられることが望ましいということで指導なりされているんでしょうか。

○満留道路保全課長 市町村のほうも既に長寿命化修繕計画に取り組んでいるところがございます。西米良村と椎葉村が本年度策定予定になっておりまして、その他の市町村も既に点検

を開始しております。

○蓬原委員 今、橋梁が出たんですけれども、トンネルも相当な量があって、かなり古いトンネルもあると思うんですが、橋よりもトンネルのほうが地震とか、そういう影響を受けやすいのかなど。あるいは水の関係とかですね。トンネルについての長寿命化とか、そのあたりの検討はされていないんですか。

○満留道路保全課長 トンネルにつきましては、県の管理するトンネルが110ほどございます。まず、地震につきましては、トンネルのほうが橋梁よりも安定しているというふうには考えております。具体的にアセットに取り組んだのは、構造物でいきますと、橋梁が一番先なんですけれども、なぜ橋梁かと申し上げますと、橋梁をかけかえるお金というのが、私ども想定しているのが平米75万円ぐらいです。ということは、両側歩道のない橋梁だと全幅8メートルぐらいになると思うんですけれども、それでいきますと、1メートルの橋に600万ぐらいお金がかかると。そういう意味で、橋梁がトンネルよりも高いものだというふうには考えております。あと、橋梁は、材料が工場で作るものとか、あるいは現場でもきちっと管理されているものですから、材料の強度あるいは劣化の予測がいろんな構造物の中では割と簡単にできる、そういうこともございまして、まず橋梁に取り組んだわけでございます。今後、トンネルとかほかの構造物にも当然そういう長寿命化ということが課題になりますので、橋梁の計画を実施する中において、ほかの構造物等への応用といえますか、そのあたりをあわせて検討していきたいというふうには考えております。

○水間委員長 ほかにございませんか。

○太田委員 28ページの屋外広告物の件であり

ますが、こういった広告幕があるということは、よく町なかでも見るんですが、新たな追加ということで、一つ確認したいのは、屋外広告物の許可基準に広告幕というものを追加したというのは、国の許可基準で定められたものなのか。それと、これは県民、市民に理解してもらわないとトラブルが起きそうな感じもするものですから、その辺の周知といたしますか、これは手数料をいただきますよということの周知徹底なり理解もしてもらわねばいかんと思いますが、その辺のことと、手数料というのはどのくらいかかるものなのか。

○井上都市計画課長 3点、御質問があったようなんですが、まず、広告幕という種類を設けているのは、国の法律の中で設けられたものではなくて、最近ここ数年の傾向として、新しい素材として、こういった広告物が出てきておりまして、今までの、28ページの表の左側にありますものに準用していたということなんです。最近、少しそういうものが目立ってきたものですから、新しい素材と形態といたしますか、そういったものを広告幕という表現で追加したというのが今回御提案している内容でございます。

それから、金額でございますけれども、28ページの表に省略してございますけれども、基本的には、一番安いものが1平方メートルが160円ぐらい、一番高いもので8,300円ほどでございます。新しい広告幕という形態を追加しても、今までの料金体系とそんなには変わらないかなというふうに思っています。

それから、2つ目の周知徹底でございますが、実は、ここ2～3年、広告を申請してくる側、あるいは事務所で今、申請の受け付けをやっているんですが、そこの現場からこういった要請がございますので、実務で申しますと、

今後の混乱というのは逆に小さいのかなというふうに考えております。一般県民への周知については、9月が屋外広告物月間となっております。その中でPRを図っていくようにしておりますが、まだまだ至らないというのが現状でございます。今後とも取り組んでいきたいというふうに思っております。

○太田委員 もう一回イメージを確認させていただきますが、トラブルはないだろうということでの発言だったと思いますが、例えばああいう広告幕があるねということで都市計画課の皆さんが報告して確認しているのか、県民の方からのいろんな報告があるのか、自主申請ということにお任せしているのか、その辺が気になるころではあるんです。

○井上都市計画課長 屋外広告物は、屋外広告物そのものを現場で見て回る業務を事務所に配置しておりまして、その中で現場の確認作業をしております。それから、一般からの通報も若干ございますが、大丈夫かとか、そういったような確認もございます。必ず現場に出向いて確認をしているところでございます。

○太田委員 わかりました。トラブルのないようにお願いいたします。

○満留道路保全課長 先ほど市町村の長寿命化修繕計画にお答えした内容で、今年度、西米良村と椎葉村と申し上げましたが、美郷町も今年度策定する予定というふうに聞いております。

○西村委員 先日、報道等でも出ていましたけれども、宮崎港で釣り人が立入禁止区域に踏み込んで釣りをしていて、高波にさらわれたかわかりませんが、亡くなったニュースがありました。港湾の安全管理についてどのような状況だったのか、日ごろから釣り人が容易に立ち入ることができたのか、伺いたいと思います。

○野田港湾課長 きのうの朝ですか、釣り人の死体が宮崎港の防波堤のところで見つかったということで、基本的に防波堤は、波がいつ高くなって防波堤を乗り越えてくるかわからないということで、危険であるということで立入禁止になっております。立入禁止のために防波堤の入口にはさくがしてあるし、そしてまた防波堤の壁面あたりに立入禁止の文字等が打ってあるというような状況で、またそれぞれの港湾事務所では港湾巡視員がおりますので、立ち入った人たちには危険だからということで立ち入らないように指導はしているところですが、どうしても釣りをしたい人は、自分たちで持ってきた金切りペンチでさくを切ったり、バリケードを切ったり、立ち入って入ったり、あるいははしごを自分たちで持ってきて乗り越えていくというような状況がございまして、そういうことを全部やめさせるというのは非常に困難な状況にあります。今回の事件も、危険だということを知りながら入っていかれた上で事故に遭われたということで、残念な結果になっておりますが、これはある程度、自己責任のところかなというふうに考えている次第でございます。

○西村委員 釣り人の自己責任というのは当然だと思います。管理も、ペンチで切られたり、壁を乗り越えられたら、どうしようもないところもあると思いますし、24時間張りつくというのは不可能だと思います。例えば悪いですが、ある意味、今回の報道を見せしめ的に、宮崎港に限らず、県下のほかの港、小さな漁港から含めて、いま一度通達を出して、例えば看板が古くなって読みにくいとか、目立たない場所にあるとか、そういうのをいま一度点検していただきまして、このような事故が起こらないようにということと、周知徹底を改めてお願い

したいと思います。日向も、釣り人がこんなところで釣りをするのかというようなところでやっているのをよく見かけますし、実際、けがや死亡事故も多いのは知っておりますので、ぜひまたお願いします。

○水間委員長 ほかにありませんか。

○坂口委員 口蹄疫関連の緊急対策、県単事業、これで考え方としていろいろ聞いておきたいんです。まず、地域経済と雇用の緊急的な対応という事業なんですけど、その中で一つには、地元受注のための工夫というのが地域企業育成型と混合入札で整備されるというのを一つ聞いたわけなんですけど、設計の中に、経済とか雇用と考えると、この前の委員会でもそういうことを申し上げてきたんですが、直接、地産地消につながる設計とか、あるいは総合評価の中での加点のあり方、極力、労働力がその現場に投入されるような施工のあり方——費用を考えると、ひょっとしたら同じ構造物を完成させるのに、労力をつぎ込めば割高になるかもしれないんですけども、事業の地域雇用の創出と経済対策や総合的な費用対効果を見たときに、少々高くついても雇用が創出できれば、一方のほうでは、緊急雇用創出事業で何十億もかけている。そこは総合的な判断というのが一つあるかなと。せつかくの県単だからですね。

それと、先ほど言いましたように、総合評価のあり方のほうでは、受注しましたよ、下請の部分は地区外に出ました、あるいは極端になると県外になりましたと。本当に地域経済に貢献できたのかなというところまで評価項目に入れられないかということです。骨材・資材も当然ですね。その一つ前の設計の時点で、同じ型枠でも、地元の木を使った型枠とか、型枠にかわるような何かというようなことで、従来の工事

のあり方、設計のあり方とちょっと変わったものを工夫できないかなと。そこから次の総合評価への、全体的な意味での地域経済、雇用に通じるようなものがまた評価の方法としてそこから出てくればですね。県政の最終的課題が景気・雇用ですね。税の投資というものはそこに結びつける。県民全体がここを評価しますよ。割高になりましたと言っても、これは理解をもらえるんじゃないかという気がするんです。この中で、このような金額ですから、ある程度の物件が、対象になり得るような物件があれば、ぜひそこを検討していただけないかなと。漠然とし過ぎて、余りにも概念的な話ですけども、そういう工夫を凝らしていただけないかと思うんですけれども、どうですか。

○成合管理課長 委員の御意見のとおり、今回の県単公共は、口蹄疫復興支援のための事業でございまして、まさしく委員の御意見のように、地元の業者の発注、あるいは資材についても地元調達というようにございましては、発注機関としてもその辺は十分配慮していく必要があると思います。先ほど申し上げた文書を8月末に各土木事務所長ほか発注機関の長に公共三部で出しました。その中にも、今回の受注業者における下請業者の選定、あるいは資材の調達については、経済・雇用緊急対策という取り組みの徹底という観点で地元調達については協力要請をお願いするように依頼しているところでございます。そのほか県としては、工事契約の約款を結ぶ際にも、資材購入については県内業者から、地元業者から購入するように、努力規定ではございますけれども、置いておりますし、あるいは下請につきましても、地元下請ということで、場合によっては報告をいただくようにしております。そういったこともやって

おりますけれども、委員の御意見の設計段階あるいは入札制度の総合評価の中でということにつきまして、また御意見を踏まえながら、いろいろと研究なり、さらなる地元発注がなされるように検討研究していきたいというふうに考えております。

○岡田県土整備部次長 私から技術的な工法のことについてお答えしたいと思います。今回の口蹄疫対策の県単事業は即効性のあるところというところで、用地のなるだけ少ない、すぐ工事にかかるところを中心に拾い集めているところでありますが、工事の内容につきましても、できるだけ、委員からの御意見もありましたように、労力を食うといたらおかしいんですが、同じ機能であれば、例えば根固めであれば袋詰め根固めをするなど、労力を食う工法をあえて採用するなどの工夫が必要ではないかと考えております。また、型枠なども、やはり委員からも御指摘がありましたが、そういう工夫を今までやっていないことも考える必要があるのではないかと考えておりますので、私も今後、所長会あるいは工務課長あたりに、そのあたりの工夫について知恵を出せというような指示をしてみたいと思います。

○函師技術企画課長 先ほど県内調達に関して総合評価へのお話でございました。委員御指摘のとおり、県内資材を使うというようにすることは、県内経済の活性化はもちろんですが、宮崎県の建設業界の安定的な維持存続、そういったことも考えまして、非常に重要な視点だということも考えております。全国的にも、県内資材の利用ということを総合評価で評価している事例というのもございます。今そういうところを研究している段階でございまして、例えば大量に資材を利用するような場合等につきまして、

何らかの評価ができないのかということを考えておりますけれども、結局どの程度県内の資材を使ったか、それが量もさることながら、どこから持ってきたのかというようなことをしっかり確認をしていく必要があるんですけれども、その確認の方法、こういったものがなかなかお互いに手間がかかるといいますか、発注者サイドも手間がかかるというようなこともございます。申請をしていただいて、それを実行していただくということの評価するということが一つ考えられます。ただ、実行しなかった場合、何らかのペナルティーも要るんだろうなというふうにも思っています。そのあたりの確認の方法ですとか、実行しなかった場合のペナルティーの方法とか、そういったところを細かく研究しているところでございます。

○坂口委員 例えば、地産地消でも、申告評価加点減点方式で申告しない人はプラスマイナスゼロ、あるいはできなかった理由で不公平とか不平等が出るといけませんから、これについて評価対象にしますよと言っているけれども、こういう理由でできないじゃないですかというものだけであれば検討して、その評価はプラスマイナスゼロにするとか、難しい部分はたくさんあると思います。今回の県単は河川敷内とか路肩内の工事と条件的に限られて、そういう対象物件が出るかどうかわからないんですけれども、設計の時点から考えてというか、設計から検査までなんですけれども、例えば今、港湾の転落事故の話がありましたが、僕は具体的に知らないんですけれども、消波ブロックでも、できればなんかを評価対象にされると、どうしても表面仕上げにこだわる。そうすると、転落した人がはい上がろうにもつるつるなんです。むしろ見ばえの悪いもののほうが――あすこは波に耐えて消波

できればいいわけですから、エネルギーをそこで減勢させる効果があればいい、壊れなきやいいわけですから、そういったものを全体まで見て、結果的に配分を明示したり、細部まで縛らないことだと思えます。求めるものの極力広いもの、例えばサイズと強度だけを求める設計にして、中身は自主性を尊重してあげて、結果的に総合評価で労働力を延べ何時間使うじゃないとか、地産地消で資材・骨材の調達割合は8割になったじゃないとか、そういうことを評価するようなものが試行的にもできればなと。本格的な総合評価の今後の全体にかぶせるものの、本来の意味での税の投資効果を最大限発揮できる、そしてどういう業者さんを優良優秀な業者とかすぐれた業者と言うかわからんですが、そういったものにつなげるような仕組みを県単の中で、せつかくの機会だから、できればなという気がしたものですから、これは要望にとどめておきます。

もう一点いいですか。さっき橋脚の契約が出たんですが、これはニューマチックケーソンですね。県内にこれにエントリーできる企業体が何ぼぐらいあるんですか。

○白賀道路建設課長 これは3社JVということで公告をかけております。そのときにコリンズ情報で検索しておりますけれども、親となる企業が全部で15社はおりました。そのうち県内が4社おりました。

○坂口委員 そうしたら、これは県内に限らず、全国対象に参加資格を認めて、結果的に県内でやっただと。県内4グループということは12社ぐらいが参加したということですが、この前からの一般質問で指名競争入札の話が幾つか出たんです。これはたまたま県内で十分やれる工事となったときに、地域要件をつけさせて、当

然頭から我々には不利だとなって、県外は参加しにくい形で、4グループの可能性があるのでですね。どうせ勝負したって勝負にならないなら、設計だ何だの経費だけでばかにならないと。これだけの物件があるからには積算するだけで何十万かかるんです。一般競争入札というと、物すごく過大な競争性になりそうだけれども、結果的に4社ぐらいになる可能性が高いんです。ニューマチックケーソンなんていったら、かなりの技術力、経験が要る。後は水の中、土の中に埋まっていくものですから、橋梁を100年もそれ以上も使おうとなったときに、アセットマネジメントなんていうから、物理的にも金額的にもかなりなものですから、絶対的なもの、ここでは設計以上のものを確保する必要があると思うんです。そういうときに一般競争入札でとる。結果的に4社しかいないというのは――発注者側の責任において絶対間違いない業者を20社ぐらい確保して、県内を排除するテクニックで排除したり、入れるテクニックをやったりじゃなくて、この工事のためにはこれだけの業者さんに競ってもらう必要があるし、だれが受注しても間違いなく期待する以上のものを納品してくれるようなものを責任持って発注者サイドで選んで、だれでも参加できないよというもの、これが一つの納税者に対する責任じゃないかなという気がするんです。そこらのところ、一般競争入札の枠の中でというこだわりを持っておられた。それはまた知事の公約でもあるから守らなきゃならないこともあるかもわからないけれども、ちょっと柔軟に考えていただきたい。複雑で、ある程度の規模があって、技術的にもかなり高度なものを問われるし、発注者側の検査の目だけでも、極端に言ったら瑕疵があってもなかなか見えにくいという

もの、こういうものは自分らが責任持って、ここは絶対、県民の皆さんは心配しなくてもいいよと、競争も確保できましたよというようなことを柔軟に考えていってほしいなど。むしろ小さい工事より大きい工事こそ、発注者が責任を持とうとしたら、指名というのは長年の歴史を持った究極の集大成だと思うんです。そこらも柔軟に対応していただけると……。これは答えづらければ、このまま、言いつ放しでいいんですけど。

○白賀道路建設課長 今回の入札も、先ほど言いましたように、県内の施工実績を持つ業者さんが少なかったものですから、入札参加資格としましては、九州内に営業所を有するという条件で持っておったんですけれども、それと非常に技術的に難易度が高い工事なんですけれども、それでも県内業者の実績を求めたいということで3社JVという形にさせてもらっています。それで県内業者への技術移転を図ると。こういった工事の県内業者への施工実績をふやそうということでも今回3社JVという形で入札を実施したところです。そういった意味で、県内業者がこういった実績をより積んでもらうというふうには考えているところです。

○水間委員長 ほかに。

○外山三博委員 橋梁のアセットマネジメントですが、具体的な考え方はよくわかりました。この考えが出てきた背景ですが、これは国の考え方、指導そういうのが関係しているんですか。

○満留道路保全課長 背景ということですが、私どもが知り得る情報の範囲内ですけれども、平成15年度に今後の道路構造物の維持管理のあり方についてということで、学識経験者のほうから国に対して提言がなされておま

す。その中で、今後のこういう安定成長になった時代のストックをどうやって維持管理していくかということで提言がなされておまして、その中でアセットマネジメントによる手法ということが掲げられております。その後、平成16年度には国のほうで橋梁定期点検要領案というのが、これは直轄の橋梁を対象としたものですが、これは直轄の橋梁を対象としたものですが、これを受けて、県のほうでも具体的に取り組みを始めたところなんです。あわせて長寿命化修繕計画の補助制度も19年度に創設されて、国の補助になるんですけども、その制度を利用して県のほうでも修繕計画を定めたという経緯がございます。

○外山三博委員 今言われたところを本当は聞きたかったんですよ。耐用年数が来て橋のかけかえを当然する必要がある。ところが、かけかえの費用がなかなかない。改修を県単ですると大変だから、ある規模以上の改修は当然、国の事業に乗っかるべきじゃないかと思って、どういった規模以上は補助対象という、そここの基準があるんですか。

○満留道路保全課長 補助対象の基準という御質問ですけども、従前の、いわゆる通常補助事業の中ではいろいろ基準がございましたけれども、今、御承知のとおり、総合交付金制度になっておりますので、この制度の中では、私どもは、橋梁維持については規模にかかわらず執行が可能ではないかというふうには考えております。

○外山三博委員 改修していく予算が毎年決まりますね。そのうちの何割ぐらいが補助対象になりそうですか。

○満留道路保全課長 それは国の補助事業、いわゆる総合交付金の中で動かすということにな

りますので、その中で、県として橋梁の修繕のほうにどれくらい必要性があるかということの判断になりますので、現段階で何割というのは把握いたしておりません。

○外山三博委員 来年、予算を組むときに、改修の費用は補助対象か、県単かというのはどのようにするんですか。

○満留道路保全課長 修繕に関しましては、今回策定しました橋梁修繕計画に基づいて考えていくことになるとは思いますけれども、いわゆる改良系の予算ともあわせた中でのお話になりますので、事業の優先度、橋梁の修繕の緊急性、そのあたりを勘案しながら要望等を行ってきたいというふうに考えております。

○外山三博委員 沿道修景美化条例がありますね。前は議会で大分議論になった時期がありますが、最近、新しいバイパスその他ができてきて、乱れておるなという感じがするんですが、このチェックは県がやるのか、それとも宮崎市の場合は宮崎市なんですか。

○満留道路保全課長 沿道修景に関しましては、基本的に、県管理道につきましては、修景地区に指定していなくても道路管理者という立場で管理をしております。そのほか、専ら国道になりますけれども、直轄の国道敷につきましても、沿道修景等に指定されている場合は県のほうが基本的にメンテナンスをするというシステムになっております。

○外山三博委員 最近、どうですか。私は、乱れているような感じがするんですが、チェックの状況は。

○満留道路保全課長 例えば、宮崎市内の220号と10号線が、いわゆる宮崎県の顔となる道路だというふうに考えております。その中で、従来はエリアを区切りまして、個別に沿道修景の業

務委託を発注してきておりまして、今、委員からお話がありましたような、例えば統一性がとれていないとか、あるいは時期がずれているんじゃないかというような御指摘もございましたので、昨年度から試行という形で、宮崎市内の主要な道路に関して総合的な調整をする業務委託をお願いしまして、その受託者から実際の維持管理をする業者さんへの統一的な指導をしていただくというようなシステムで運用をいたしております。その結果を検証した上で、こういうやり方を全県的に広げていくかどうか、その辺を今後検討してまいりたいと思っております。

○外山三博委員 宮崎のこれからの経済的な活性化というのは観光というのが非常に大きなウエートを持っていると思うんです。特に九州新幹線が来る、県外のお客さんを宮崎に連れてきたときに、沿道修景というか、県内がきれいだ、そういうような雰囲気づくりをしてほしいというのがあるんです。いま一度、沿道修景、言われたようなことをしっかり拡充して前向きに取り組んでいただきますようお願いいたします。

○水間委員長 ほかになければ、私のほうからお尋ねしますが、今まで委員長としまして、6月議会あるいは7月臨時議会含めまして、こういう復興対策、今回、特に16億7,000万ですか、県単事業が出ましたけれども、公共事業の前倒し発注ということで委員長報告等に盛り込ませていただいたんですが、前倒し発注について、いかほどぐらいの件数あるいは金額、今までどのような方向で流れているのか、わかる範囲で結構ですが、お聞かせいただければと思います。

○成合管理課長 公共事業の施行状況でございますけれども、22年度8月末段階で約50%の発

注率になっております。委員長のほうから御意見のございました前倒し発注についてでございますけれども、21年度は、政府のほうの経済対策に呼応した県のほうの経済危機対策というようなことで、上半期7割発注というような指示がおりまして、県土整備部においてもその発注率達成について努力してきたわけでございます。今年度につきましては、国、それから県につきましても、これは総務部のほうで所管しておりますけれども、公共事業の執行方針につきましては、目標の数値を出さずに、景気・雇用対策ということで、公共事業の効果があらわれるように速やかな執行ということでございまして、前半、口蹄疫の発生がありまして、職員の動員等もございましたけれども、県土整備部におきましては、その方針に基づいて速やかな執行に努め、8月末段階で執行すべき予算に対して約50%の執行率ということになっております。引き続き、厳しい経済状況にございますので、早期の発注に努めてまいりたいと考えております。

○水間委員長 今回の県単公共、今のお話の中では、口蹄疫の発生した西都・児湯地区を重点的にということでもありますね。平たく言うと、災害は、台風災害もあるし、豪雨による災害もあるわけで、そういう地区は優先して災害の対策事業をしなければならぬ。ところが、今回、口蹄疫の出なかった地域もあるわけで、そういう意味では、災害が出ないとずっとほっておかれるのかということにもなりかねない。総体的な県土の均衡ある発展という観点からしますと、道路問題を含めて、大変なところはこうやって復興対策をやらなきゃいけないのは当然ですが、そこらあたりも公共事業の前倒し発注、特に建設業者も、先ほどのお話のように、

本当に大変な時期に来ているような気がするんです。県内全体を見回した——今回、建設業界からもお話があったし、また先般の代表質問あるいは一般質問でも入札制度のあり方についてお話があったと思うんです。そういう中では、今おっしゃった予算が厳しいという中であれもこれもというのは無理だとはわかりますけれども、やはり一つは均衡ある県土の発展のために、発注のあり方も御検討いただければと思いますが、部長の見解があればお聞かせいただければと思います。

○児玉県土整備部長 まず、予算の県内の配分のほうからお話しさせていただきますと、補助事業、交付金事業、そういったのも箇所が決まっている。それから、口蹄疫の今回の補正につきましては、発生地域ということで今考えております。それからまた、もう一つ、災害ですが、これはまだ今のところ都城付近ぐらいしか出ておりませんが、10月まで災害の発生状況を見ながら、最終的には、それ以外の県単予算等もありますから、そういったことも含めて、県内のバランス的なことも含めて、予算の配分については考えていきたいと思っております。

それから、先ほど来、坂口委員のほうからいろいろ御指摘がありましたが、口蹄疫に関する県単事業の執行のあり方ですが、技術次長も言いましたが、なるべく人の手がかかるようなやり方を一応積み上げて、16億幾らというのは積み上げはしております。具体的な箇所づけにつきましては、それから工事の内容についても、さらにいただいた意見を参考にしながら検討しまして、なるべく人の手がかかるような工夫とか、そういったことについても検討してまいりたいと思っております。

最後に、入札の問題でございますが、今回の

本会議でもいろいろ取り上げられました。あくまでも一般競争の枠組みの中でという答弁をさせていただきます。ただ、指名につきましても、以前からいろいろ御意見をいただいております。これまでもいろんな角度から研究を重ねてきているところであります。きょう話がありました金額の上のほうの話も含めて、さらに研究を重ねてまいりたいと思っております。以上でございます。

○水間委員長 よろしくお願ひします。

ほかになければ終わってよろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、県土整備部を終了したいと思います。執行部の皆さん、お疲れさまでございました。

午後2時30分休憩

午後2時40分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

あす13時30分からの採決ということにしたいと思います。よろしくお願ひします。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時40分散会

平成22年9月17日（金曜日）

午後1時30分再開

出席委員（9人）

委員	長	水間篤典
副委員	長	山下博三
委員		外山三博
委員		蓬原正三
委員		外山衛
委員		西村賢
委員		太田清海
委員		新見昌安
委員		坂口博美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主査	本田成延
議事課主査	関谷幸二

○水間委員長 委員会を再開いたします。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。いかがいたしましょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、一括して採決をいたしたいと思えます。

議案第1号、第6号、第11号及び第13号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第6号、第11号及び第13号につきましては、原案のとおり可決すべきものと

決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第9号「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）の制定を求める請願」の取扱いは、いかがいたしましょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時34分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

請願第9号につきましては、採決との意見がありますので、お諮りをいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、請願第9号の賛否をお諮りいたします。

請願第9号について採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○水間委員長 挙手少数であります。よって、請願第9号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第38号「宮崎地方最低賃金改正についての請願」の取扱いはいかがいたしましょうか。

暫時休憩します。

午後1時35分休憩

午後1時37分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

それでは、お諮りをいたします。

請願第38号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○水間委員長 賛成多数です。よって、請願第38号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望等はありませんか。

暫時休憩します。

午後1時38分休憩

午後1時42分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

それでは、お諮りいたします。

委員長報告につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、開会日に申し上げておきましたが、口蹄疫に関する提言・要望についてであります。当委員会の所管事項について何か御意見はありませんか。

暫時休憩します。

午後1時43分休憩

午後1時46分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

いろいろ意見が出たんですが、皆さん方の意見を委員会の意見として正副委員長で練りまして、検討会に報告することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、閉会中の継続審査についてであります

が、お諮りをいたします。

「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後1時51分再開

○水間委員長 委員会を再開いたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○水間委員長 何もないようですから、以上で本委員会を終了いたしたいと思えます。

午後1時51分閉会